MITSUBISHI ELECTRIC
Changes for the Better

三菱電機グループ

倫理・遵法行動規範

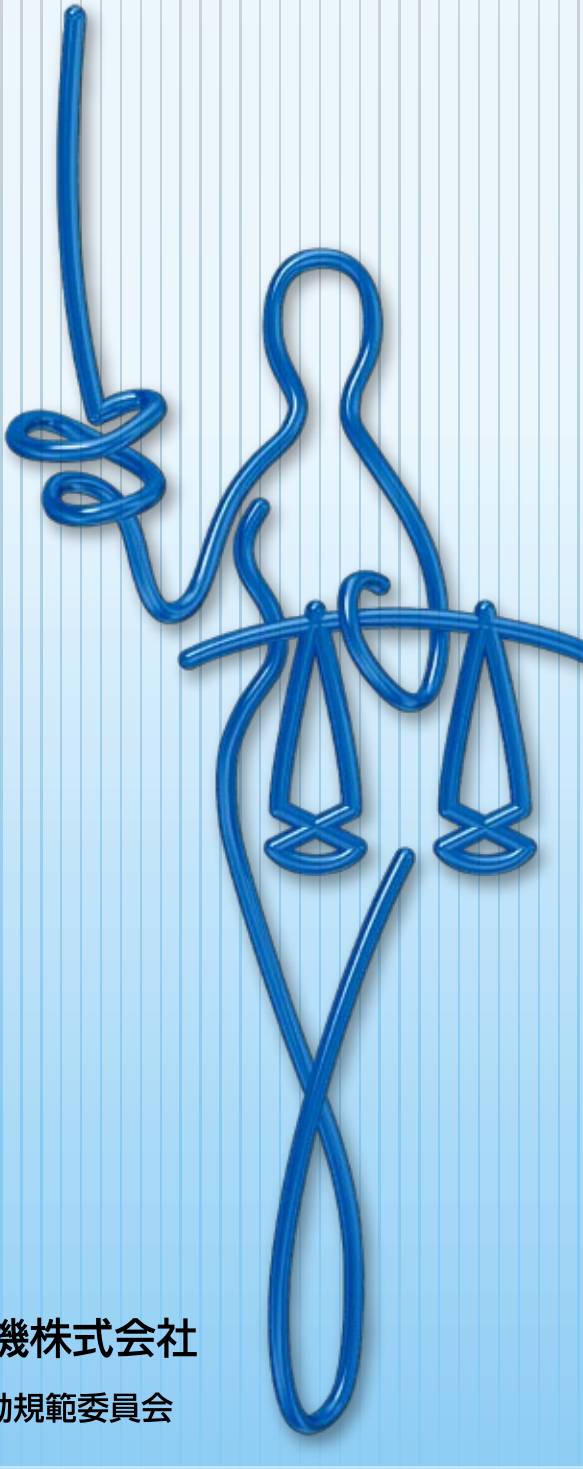

三菱電機株式会社

企業行動規範委員会

「三菱電機グループ倫理・遵法行動規範」改訂発行にあたって

企業行動規範委員会は、1991年に当時の総務部の主管で発足し、その後委員長に法務担当取締役（現在は法務担当執行役）を任命し、事務局を法務部（現在は法務・コンプライアンス部）にするなどの改組を行い、従業員の倫理・遵法（コンプライアンス）意識の浸透・高揚を図るべく、1990年に発行された「企業倫理ガイドライン」を適時改訂してきました。また、2003年には三菱電機グループにおけるコンプライアンスに対する意識を一層高めるため「倫理・遵法行動規範」と改称し、さらに2010年度には全世界の三菱電機グループの従業員一人ひとりが実践すべき規定として共有可能な「三菱電機グループ倫理・遵法行動規範」と改称して、現在に至っています。

三菱電機グループは、2007年にコンプライアンスの推進は事業推進と一体不可分との基本方針の下、当社のコンプライアンス体制を見直し、各部門において自主的にコンプライアンス活動を推進するとともに、それを各職制において補佐する体制に再構築し、さらに2008年には、同様の観点から全世界の三菱電機グループ関係会社においてもコンプライアンス体制の再構築を実施してきましたが、今般、一部の自動車用部品の取引に関して独占禁止法に違反する行為、防衛事業・宇宙事業における費用の過大計上及び過大請求行為により、お客さまをはじめとした社会に対して多大なるご迷惑をおかけした事案を発生させたことは極めて遺憾であり、三菱電機グループ全体として、コンプライアンス活動に対する取組みが十分ではなかったと言わざるを得ません。

今般発生した事案の反省を踏まえ、三菱電機グループとしては、お客さまをはじめとした社会からの信頼を回復すべく、倫理・遵法の徹底に向けた取組みを行ってきました。具体的には、2012年10月1日付にて法務部を法務・コンプライアンス部に改称し、全社コンプライアンスの推進部門を明確化するとともに、各本部における全社コンプライアンス施策の着実な展開や本部内コンプライアンス状況の点検の徹底、問題が発生した際の事実確認、再発防止策などを主体的かつ組織的に実行すべく、本部長直轄組織として本部コンプライアンス部を設置し、全社コンプライアンス施策を推進する体制を強化したほか、コンプライアンス教育の充実、モニタリングの方法の見直し等、各種施策を展開してきました。

このようにコンプライアンス体制を再構築しましたが、三菱電機グループとしてコンプライアンスレベルを一層高めていくためには、それぞれの会社で働く従業員一人ひとりが**「倫理・遵法の徹底は会社が存続するための基本」であり、「法や契約に反する活動・行為は行わない」**ことを強く自覚することが必要です。

「三菱」は広く社会から信頼されているブランドです。社会から信頼され、「常によりよいものをめざして変革していく（Changes for the Better）」企業グループであるためには、全世界の三菱電機グループの一人ひとりが、「三菱電機グループ倫理・遵法行動規範」の内容に全力で真摯に取組んでいかなければなりません。

企業行動規範委員会

目　次

「三菱電機グループ倫理・遵法行動規範」改訂発行にあたって

三菱電機グループ倫理・遵法行動規範

1.企業理念 ―― 5
2.7つの行動指針 ―― 5
3.企業倫理・遵法宣言 ―― 6
4.倫理・遵法行動規範 ―― 7
〔1〕企業倫理・法令の遵守 ―― 7
〔2〕人権の尊重 ―― 7
〔3〕社会への貢献と我々のビジネス ―― 8
〔4〕地域との協調・融和 ―― 12
〔5〕環境問題への取組み ―― 12
〔6〕企業人としての自覚 ―― 13

倫理・遵法行動ガイドライン

1.当社グループのコンプライアンス体制 ―― 16
〔1〕コンプライアンス活動の必要性 ―― 16
〔2〕各社・各部門によるコンプライアンス推進 ―― 16
〔3〕各職制における補佐体制 ―― 17
〔4〕倫理遵法ホットライン ―― 19
〔5〕内部監査 ―― 19
2.顧客・取引先・他社との関係 ―― 21
〔1〕契約 ―― 21
〔2〕外注先・購入先等、生産に関わる取引先との関係 ―― 23
〔3〕顧客・消費者・同業者との関係 ―― 27
〔4〕独占禁止法・競争法の遵守 ―― 30
〔5〕反社会的勢力との関係遮断 ―― 34
〔6〕広告宣伝との関係 ―― 35
〔7〕安全保障輸出管理 ―― 37
3.情報の取扱い ―― 40
〔1〕インサイダー情報 ―― 40
〔2〕財務情報 ―― 42
〔3〕知的財産の取扱い ―― 43
〔4〕広報との関係 ―― 46
〔5〕電子メール等の活用 ―― 47
〔6〕個人情報の取扱い ―― 48
〔7〕企業機密の取扱い ―― 49
4.贈答・接待等の取扱い ―― 51
〔1〕贈答・接待の取扱い ―― 51
〔2〕政治献金の取扱い ―― 53
〔3〕寄付金の取扱い ―― 54
5.従業員及び地域社会との関係 ―― 56
〔1〕就業規則の遵守 ―― 56
〔2〕セクシャルハラスメント ―― 56
〔3〕職場における障害者との共働 ―― 57
〔4〕安全衛生関係 ―― 57
〔5〕地域社会との調和 ―― 58
6.環境問題への取組み ―― 59
7.海外との関係 ―― 61
〔1〕多様な価値観・倫理観への順応 ―― 61
〔2〕共通言語及び現地主要言語の重要性 ―― 63
〔3〕国際的法制度等への注意 ―― 63
〔4〕親会社と海外拠点との関係 ―― 64
〔5〕パートナー及び当社以外の株主との関係の重要性 ― 65

三菱電機グループ
倫理・遵法行動規範

（1）三菱電機グループ倫理・遵法行動規範（以下、本規範という）は、三菱電機グループ各社（以下、当社グループという）の統一的な行動規範です。
当社及び日本の当社グループ各社は、原則として本規範を適用するものとします。

日本以外における当社グループ各社は、本規範を踏まえつつ、各国・地域の法令、商慣行、価値観等に照らして、既存の各社の行動規範を修正し、あるいは独自の行動規範を制定するものとします。この場合、当該会社は、各地域の地域コンプライアンスマネージャー（Regional Chief Compliance Officers（RCO））に書面で通知し、事前に書面同意を取得してください。

なお、合弁パートナーとの関係等特別の事情があり、本規範の適用が困難な場合には、日本においては三菱電機本社法務・コンプライアンス部と、日本以外においては各地域のRCOと相談の上、対応を決定してください。

（2）本規範の内容や適用等で確認の必要がある場合、各社は、日本においては三菱電機本社法務・コンプライアンス部、日本以外においては各地域のRCOに相談してください。

（3）本規範または当社グループ各社の独自規範に違反した場合は、当社グループ各社の就業規則に基づき、懲戒処分検討の対象となります。

1．企業理念

三菱電機グループは、
技術、サービス、創造力の向上を図り、
活力とゆとりある社会の実現に貢献する。

2．7つの行動指針

1. 信　頼
社会･顧客･株主･社員･取引先等との高い信頼関係を確立する。

2. 品　質
最良の製品・サービス、最高の品質の提供を目指す。

3. 技　術
研究開発・技術革新を推進し、新しいマーケットを開拓する。

4. 貢　献
グローバル企業として、地域、社会の発展に貢献する。

5. 遵　法
全ての企業行動において規範を遵守する。

6. 環　境
自然を尊び、環境の保全と向上に努める。

7. 発　展
適正な利益を確保し、企業発展の基盤を構築する。

3．企業倫理・遵法宣言

私たちは、活動するいかなる国や地域においても、常に以下に宣言するところに則って行動します。

■ 法の遵守

法は最低限の道徳であることを認識し、法の遵守はもちろん、社会全体の倫理観や社会常識の変化に対する鋭敏な感性を常に持ち、行動します。

法、社会倫理、あるいは社会常識にもとる行為をしなければ達成できない目標の設定やコミットメントはしません。

■ 人権の尊重

常に人権を尊重した行動をとり、国籍、人種、宗教、性別等いかなる差別も行いません。

■ 社会への貢献

企業としての適正利潤を追求するとともに、社会全体の発展を支えるとの気概を持ち、企業の社会的責任を自覚して行動します。

■ 地域との協調・融和

良き市民、良き隣人として、ボランティア活動等地域社会の諸行事に積極的に参加し、地域の発展に貢献します。

■ 環境問題への取組み

循環型社会の形成を目指し、資源の再利用をはじめ、あらゆる事業活動において、いつも環境への配慮を忘れずに仕事を進めます。

■ 企業人としての自覚

企業人としての自覚を持ち、自らの扱う金銭等の財産、時間、情報等(特に電子メールやインターネットの利用)に対し、公私を厳しく峻別し行動します。

4. 倫理・遵法行動規範

〔1〕企業倫理・法令の遵守

〔1－1〕基本原則

私たちは、企業倫理・遵法の徹底は、事業を支える基盤を維持・強化する活動であるとともに、社会からの信頼を得て会社が存続するための基本であることを強く自覚し、当社グループを挙げて真摯に取組みます。

〔1－2〕法令の遵守と誠実な取組み

私たちは、事業を行う各国・地域のあらゆる法令、規則、国際的な取決め（条約等）を適切に把握し、これを遵守するとともに、顧客・取引先との契約等を誠実に履行します。

〔1－3〕良識ある行動

私たちは、本規範に基づき、各部門での法令管理・監査を適切に行うとともに、事業を行う各国・地域において、法令を遵守することはもちろんのこと、企業倫理に則した良識ある行動をします。

〔2〕人権の尊重

〔2－1〕基本原則

私たちは、事業を行う各国・地域において、広く人や社会とのかかわりを持っていることを認識し、人権を尊重します。

〔2－2〕児童労働、強制労働に関する規範

私たちは、事業を行う各国・地域において、いかなる雇用形態かを問わず、児童労働や強制労働は行いません。

〔2－3〕差別に関する規範

私たちは、事業を行う各国・地域において、雇用や人事処遇に関して、従業員の人種、民族、国籍、性別、年齢、信条、宗教、社会的身分、障がい等を理由とする違法な差別的取扱いをしません。また、そのような誤解・疑義を与えないよう、日頃から、自らの言動をチェックします。

〔2－4〕人格の尊重

私たちは、事業を行う各国・地域において、他の従業員の人格を尊重し、セクシャルハラスメントや誹謗・中傷、威圧による業務の強制等相手の人格を無視した行為は行いません。また、そのような誤解・疑義を与えないよう、日頃から、自らの言動をチェックします。

〔2－5〕職場の安全衛生に関する規範

私たちは、事業を行う各国・地域の法令及び社内規則・手続きを遵守し、関係者全員が安心して働くことのできる安全で清潔な職場環境作りに努めます。

特に生産活動・工事にあたっては、関係会社・協力会社・購入先・発注先等と協力し、安全衛生の確保に努めます。

〔2－6〕労働関係に関する規範

私たちは、事業を行う各国・地域の雇用、人事、勤務、賃金、労働時間、入国管理等に関する労働関連法令及び社内規則・手続きを遵守し、健全な労働条件・環境の維持に努めます。

〔2－7〕個人情報保護に関する規範

私たちは、事業を行う各国・地域において、その必要がある限りにおいて、適法かつ適切な方法によってのみ、個人情報を取得し、適切に利用します。また、個人情報への不正アクセス、漏洩、紛失、改ざんの防止に努めます。

〔3〕社会への貢献と我々のビジネス

〔3－1〕契約に関する規範

（1）私たちは、取引先と締結した契約の内容を理解し、定められた内容を誠実に履行します。

（2）私たちは、事業を円滑に遂行し、係争を未然に防止するため、適切な契約を締結します。また、いかなる理由があろうとも、社会規範や法令に反する契約は締結しません。

（3）私たちは、社内で定められた手続きに従い、契約を締結します。

〔3－2〕公正競争に関する規範

（1）私たちは、事業を行う各国・地域において、取引先が官公庁であるか民間企業であるかを問わず、適用される独占禁止法、競争法をはじめ、公正な取引に関する全ての法令・規則を遵守します。

（2）私たちは、競合他社との間で、明示か黙示か、公式か非公式か、書面か口頭かにかかわらず、価格、生産・販売能力、販売条件、入札、利益、コスト、その他の公正競争を制限する合意・取決め・情報交換を行いません。
私たちは、上述の誤解・疑義を与えるような競合他社との接触を行いません。

（3）私たちは、競合他社との接触を持つ場合（例：業界団体会合への参加）には、定められた社内規則・手続き等を遵守します。

（4）私たちは、代理店等との間で、販売価格の維持、販売地域の制限等、公正競争を制限する合意・取決め・情報交換を行いません。

〔3－3〕不適切な支払の禁止に関する規範（例:寄付、政治献金、贈答、接待）

（1）私たちは、事業を行う各国・地域において、公務員であるか民間企業であるかを問わず、直接か間接かにかかわらず、不当に有利な立場や不当な利益を取得・維持することを目的とした支払は行いません。

（2）私たちは、代理店等を通じて不適切な支払を行わないとともに、代理店等の報酬については法令及び社内規則・手続きを遵守し取決めます。

（3）私たちは、いかなる場合でも、不適切との疑義を持たれるような支払を行いません。

（4）私たちは、顧客や代理店等の取引先からの贈答・接待等を受ける場合は、事業を行う各国・地域の法令、商習慣、社内規則に則った適切な範囲内とし、個人的な利益の取得につながるような贈答・接待等を受けません。

（5）私たちは、政治献金や各種団体への寄付等を行う際は、当該活動を行う各国・地域の法令及び社内規則・手続きを遵守し、適切な方法で行います。

〔3－4〕製品の安全性・品質に関する規範

（1）私たちは、事業を行う各国・地域の製品の安全性・品質に関する法令・基準及び社内規則・手続きを十分理解し、遵守するとともに、より高度な安全性・品質を目指します。

（2）私たちは、製品の開発・製造から販売・保守に至る全ての場面で、常に安全性・品質に留意し、製品の安全性・品質に関する説明や情報提供は、正確で見やすいものを目指します。

（3）私たちは、製品の安全性・品質に関する情報を入手した場合、直ちに事実関係を確認します。また問題があることが判明した場合には、関連法令を遵守し、迅速かつ適切に対応します。

〔3－5〕経営情報の開示と会計処理に関する規範

（1）私たちは、事業を行う各国・地域の法令及び社内規則・手続きを遵守し、株主・投資家等に対して、財務内容や事業活動状況等の経営情報を適切に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝えます。

（2）私たちは、法令及び社内規則・手続きを遵守し、適正な会計処理を行います。

〔3－6〕輸出入・安全保障輸出管理に関する規範

（1）私たちは、貨物・技術を輸出または輸入する場合には、事業を行う各国・地域の輸出入に関する法令及び社内規則・手続きを遵守し、貨物名、技術名、価格、原産地、輸出・輸入量等を正しく申告します。

（2）私たちは、事業を行う各国・地域において、全ての貨物・技術の取引に関して、安全保障輸出管理に関する法令及び社内規則・手続きを遵守し、輸出する貨物・技術が国際的な平和及び安全の維持を妨げるような用途に用いられないことを確認します。また、法令で規制される貨物・技術を輸出する場合、事前に適切な許可を取得します。

〔3－7〕購入先との取引に関する規範

（1）私たちは、事業を行う各国・地域の調達に関する法令及び社内規則・手続きを遵守し、購入先との取引は、公平・公正に行います。

（2）私たちは、発注業者としての優位な立場を利用した不合理又は不当な取引は行いません。また、そのような疑義を持たれる取引も行いません。
（3）私たちは、品質、価格、納期、技術開発力、安定供給に加え、関連する法令及び社会的規範の遵守、人権の尊重、環境保全活動等の社会的責任を果たしている取引先を選定します。
（4）私たちは、購入先からの贈答・接待等を受ける場合は、事業を行う各国・地域の法令、商習慣、社内規則に則った適切な範囲内とし、個人的な利益の取得につながるような贈答・接待等を受けません。

〔3－8〕知的財産の創造・保護・活用に関する規範

（1）私たちは、知的財産は重要な会社資産であることを十分に理解し、事業を行う各国・地域の法令及び社内規則・手続きを遵守し、これらを適切に権利として取得、維持するとともに、私たちの事業に有効利用し、これらの保全に努めます。
（2）私たちは、他者の知的財産権を尊重します。他者の知的財産権への侵害を防止し、権利侵害は行いません。

〔3－9〕反社会的勢力との関係に関する規範

（1）私たちは、事業を行う各国・地域において、反社会的勢力（暴力団、テロリスト、麻薬組織、その他犯罪組織）とは一切の関係を持ちません。また反社会的勢力とはいかなる取引も行いません。
（2）私たちは、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努め、違法行為や反社会的行為に関わりません。

〔3－10〕広告・宣伝に関する規範

（1）私たちは、事業を行う各国・地域の広告・宣伝に関する法令及び社内規則・手続きを遵守し、社外に発信するあらゆる情報（ウェブサイトやプレゼンテーション等を含む）には、誇大・虚偽等の不適切な表現や、他者を誹謗・中傷するような表現を用いません。
（2）私たちは、「スリーダイヤモンド」や「MITSUBISHI」等、いわゆる「三菱マーク」は三菱グループ企業全体の財産であることを理解し、三菱グループのルールに従い、適切な使用・管理を行います。

〔4〕地域との協調・融和

〔4－1〕企業市民としての責任と行動

私たちは、事業を行う各国・地域において、社会的役割を担っていることを認識し、国や地域によって異なる文化・風俗・習慣を尊重し、地域社会に貢献すべく、協調・融和に努めます。

〔4－2〕社会貢献活動

（1）私たちは、事業活動を行う各国・地域において、社会福祉、地球環境保護、科学技術振興の下記3分野を中心に社会貢献活動に取組みます。

①社会福祉：

誰もが生き生きと暮らせる社会を目指して、社会福祉活動に積極的に取組みます。

②地球環境保護：

省エネルギー・省資源・リサイクル等、企業活動の全てのステージにおいて地球環境への配慮を忘れることなく、きめ細かい活動を続けます。

③科学技術振興：

次世代の新技術を担っていく若い人たちの向学心や探究心を伸ばすための活動に積極的に取組みます。

（2）私たちは、上記3分野以外にも、地域社会、文化・スポーツ、災害支援等の分野でも、ボランティア活動等、社会貢献活動に積極的に取組みます。

〔5〕環境問題への取組み

〔5－1〕環境問題への取組み

私たちは、未来の人々と地球環境を共有しているとの認識の下、環境への取組みを経営の最重要課題の一つと位置づけ推進します。

私たちは、事業を行う各国・地域において、環境に関する法令・条約等を遵守します。また、社会の変化に対する鋭敏な感性を持って、常に環境への配慮を忘れずに事業活動に取組みます。

〔5－2〕事業活動における環境配慮に関する規範

私たちは、これまで培った技術や新たに開発する技術を用い、事業活動によって地球環境に与える負荷をできる限り少なくしていきます。

〔5－3〕環境配慮型の製品・サービスの提供に関する規範

私たちは、各々の製品を継続的に改善し、「小型・軽量」、「高性能」で「省資源」、「省エネルギー」に配慮した製品・サービスを提供します。

〔5－4〕環境に関わるコミュニケーションの促進

私たちは、環境への取組み状況を社会に開示し、企業市民として社会との相互理解のためのコミュニケーションを進めます(例：環境報告書の発表)。

〔6〕企業人としての自覚

〔6－1〕企業人としての自覚

私たちは、事業を行う各国・地域の法令及び社内規則・手続きを遵守し、企業活動に従事している企業人として、公私を厳しく峻別し、金銭はもちろんのこと、時間や情報、また、管理者においては所属員への業務指示も含め、いやしくも会社の資産を私したり、個人の利益の獲得を目的として流用したりしません。

企業活動に従事していないときも、社会の一員として良識のある行動をとります。

〔6－2〕利益相反行為に関する規範

私たちは、事業を行う各国・地域の法令及び社内規則・手続きを遵守し、その勤務時間中であっても、勤務時間外であっても、個人の利益と会社の利益が対立する行為、及びそのような可能性のある行為は行いません。また、そのような誤解・疑義を与えないよう、日頃から、自らの言動をチェックします。

[注意]

個人の利益と会社の利益が対立する行為で問題となる事例として次のようなものがあります。

①社内規則上の手続きを経ずに、自己と会社との売買契約・賃貸借契約などの取引に際して、自己の利益を優先すること。

②会社が保有する設備（事務機器、電子メール、コンピューターアプリケーション等を含む）等の資産及び知的財産を私的な目的で使用または流用すること。

③社内規則上の手続きを経ずに、私的な目的のために勤務時間を費やすこと。

④会社の業務を遂行するに際して、会社の利益ではなく、個人の利益の獲得を目的とした判断を行うこと。

⑤会社における自己の立場を利用して得られた情報や資産等を、会社も同様の事業機会を有している場面において、自己の事業機会のために使用すること。

〔6－3〕企業機密の管理、行使に関する規範

（1）私たちは、その業務において知った会社の企業機密を、事業を行う各国・地域の法令及び社内規則・手続きの定めるところに従い、適切に管理するとともに、第三者への企業機密の漏洩を防止します。

（2）私たちは、その業務において知った会社の企業機密を、自己の個人的利益、または、自己の家族、友人等の経営する会社等の第三者の個人的利益のために不当に利用しません。

〔6－4〕他者の企業機密の管理、利用に関する規範

（1）私たちは、事業を行う各国・地域において、その必要がある限りにおいて、適法かつ適切な方法によってのみ、他者の企業機密を取得し、また、その秘密性の維持及び情報漏洩の防止に努めます。

（2）私たちは、他者の企業機密を不当に利用しません。

〔6－5〕インサイダー取引に関する規範

私たちは、事業を行う各国・地域の法令及び社内規則・手続きを遵守し、その業務において知った当社または他社の未公開の重要情報を利用して、自己の個人的利益、または、自己の家族、友人等の経営する会社等の第三者の個人的利益を図ること（例：会社の未公開の重要情報に基づいて、会社の株式等の売買を行うこと）はしません。

倫理・遵法行動ガイドライン

1.当社グループのコンプライアンス体制

〔1〕コンプライアンス活動の必要性

コンプライアンスの取組みは、事業を支える基盤を維持・強化する活動であり、言い換えると、「より健全な風土や文化を創り上げていく活動」です。そのためには、日常的な業務の中でこれらの活動を粘り強く継続させる必要があり、当社グループ各社並びに各部門が主体的に取組むことが大切です。

社会規範に反する不祥事を引き起こした場合、これまで積み上げてきた当社グループの社会的信頼を一瞬にして失うこととなり、会社・事業の存続を揺るがす事態になりかねません。過去の経験を謙虚に振り返り、今後、絶対に重大な不祥事を発生させることがないよう、平素からのコンプライアンス活動の着実な取組みが大切です。

〔2〕各社・各部門によるコンプライアンス推進

当社グループのコンプライアンス体制は、「コンプライアンス推進は、事業推進と一体不可分」との認識の下、「法令遵守」のみに留まらず「企業倫理」の観点も含めたより広義の「コンプライアンス」を推進すべく、各社・各部門による自主的なコンプライアンス体制と、それを各職制において補佐する体制で構成されています。

〈参照〉三菱電機株式会社・会社規則集（以下、規則集という）：
総括編 「コンプライアンスに関する規則」、
「コンプライアンスに関する細則」

【三菱電機】

①各部門のコンプライアンス推進

各部門の長は、所属員の指揮監督を行うとともに、自部門におけるコンプライアンス推進体制を構築しなければなりません。また、各部門の所属員は、担当する業務の範囲において自主的にコンプライアンスを推進しなければなりません。

②本部コンプライアンス部長

各事業本部及び本部（社長直轄組織に限る）におけるコンプライアンスの推進にあたり、本部長を補佐するとともに、自本部内における全社コンプライアンス施策の展開、自部門におけるコンプライアンス状況の点検及び不正・不祥事への対応等について主体的に実行する。

③ 場所別コンプライアンス推進委員会
　各事業部・場所におけるコンプライアンスに関する具体的推進事項の策定を行います。事業部長・場所長を委員長とし、各部長が委員を務めます。

【国内関係会社】
①各社のコンプライアンス推進
　社長を委員長とし、各事業責任者等が委員を務める「コンプライアンス推進委員会」を設置して、コンプライアンス推進を行います。各社の従業員は、担当する業務の範囲において自主的にコンプライアンスを推進しなければなりません。
②コンプライアンス推進委員会
　コンプライアンスに関する具体的推進事項の策定を行います。
③拠点別コンプライアンス推進委員会
　関係会社のうち資本金5億円以上の会社または三菱電機冠称会社について原則設置し、各拠点におけるコンプライアンスに関する具体的推進事項の策定を行います。拠点長を委員長とし、拠点長直轄組織の長が委員を務めます。

【海外関係会社】
　各地域の事情にふさわしいコンプライアンス体制を構築してコンプライアンス推進を行います。各社の従業員は、担当する業務の範囲において自主的にコンプライアンスを推進しなければなりません。

〔3〕各職制における補佐体制

【三菱電機】
①企業行動規範委員会
　毎年上期、下期に開催され、当社グループのコンプライアンスに関する統括的方針及び従業員の行動規範を策定します。法務担当執行役を委員長とし、本社管理部門の長等が委員を務めます。必要により臨時に開催することもあります。

②コンプライアンスマネージャー
　各事業部・場所におけるコンプライアンスの推進にあたり、事業部長・場所長を補佐するとともに自事業部及び場所におけるコンプライアンス施策の展開、自事業部及び場所におけるコンプライアンス状況の点検及び不正・不祥事への対応等について主体的に実行する。
③コンプライアンスリーダー
　各事業部・場所におけるコンプライアンスの推進にあたり、自部門の部長を補佐します。コンプライアンスリーダーは、「場所別コンプライアンス情報連絡会」に出席して、コンプライアンスに関する情報共有を行います。

【国内関係会社】
①会社統括コンプライアンスマネージャー
　自社におけるコンプライアンスの推進にあたり、執行機関を補佐します。また、自社のコンプライアンス推進レベルを向上させるために、「コンプライアンス情報連絡会」の企画・運営を行います。会社統括コンプライアンスマネージャーは、三菱電機が開催する「会社統括コンプライアンスマネージャー会議」に出席し、コンプライアンスに関する情報共有を行います。
②コンプライアンスマネージャー
　自社におけるコンプライアンスの推進にあたり、事業責任部門を補佐します。コンプライアンスマネージャーは、自社の「コンプライアンス情報連絡会」に出席して、コンプライアンスに関する情報共有を行います。

【海外関係会社】
①地域コンプライアンスマネージャー（Regional Chief Compliance Officers（RCO））
　地域内における各社のコンプライアンス推進につき、会社統括コンプライアンスマネージャーを支援します。また、地域のコンプライアンス推進レベルを向上させるために、「地域別コンプライアンスマネージャー会議（Regional Compliance Committees（RCC））」を開催するとともに、地域内各社へのコンプライアンス関連支援状況を、国際本部に報告します。

②会社統括コンプライアンスマネージャー（Corporate Compliance Officers（CCO））

自社におけるコンプライアンスの推進にあたり、社長を補佐します。会社統括コンプライアンスマネージャーは、「地域別コンプライアンスマネージャー会議」に出席し、コンプライアンスに関する情報共有を行います。

〔4〕倫理遵法ホットライン

当社は、違法・不正・反倫理行為を自ら把握して、自浄作用を働かせ、倫理・遵法の透明性を向上させるべく、相談窓口「倫理遵法ホットライン」を設置しています。通報者の個人情報は完全に保護され、匿名での通報も可能です。虚偽の通報や誹謗中傷でない限り、通報者当人の不利益となるような取扱いは決して行いません。

社内規則・手続きに基づく内部通報制度の利用等、公益通報者保護法により保護された行為については、個人の利益と会社利益が対立する行為ではありません。

〔5〕内部監査

当社グループでは、経営の健全化と体質強化を図るため、内部監査を行います。内部監査では、各社・各部門の経営活動が、経営方針、法令、会社諸規則・制度に則り、かつ事業環境の変化に対応しているかどうかを、公正・客観的な立場から検討・評価することとしており、監査対象を特定の部門や業務分野に限定することなく幅広い視点で監査を行います。

三菱電機グループコンプライアンス推進体制

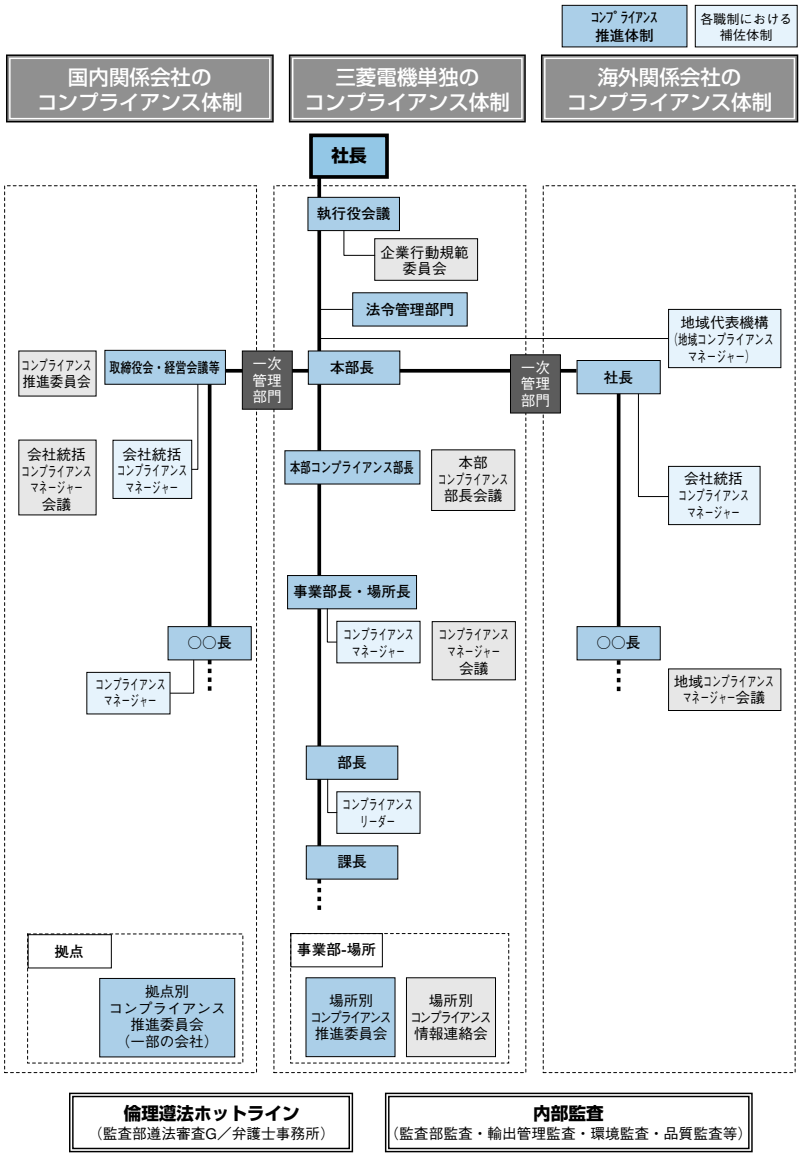

2.顧客・取引先・他社との関係

事業活動に付随する業務は、優位な立場で行うものもあれば、相手の意を推し量りながら進めなければならない仕事もあります。いずれの立場であっても、当社グループの従業員にふさわしい、おごらず、へつらわない誠実な姿勢が大切です。

また、事業活動にあたっては、くれぐれも当社グループの廉潔性を疑われないように注意する必要があります。当社グループは、過去の事業活動において、行政処分や顧客からの制裁措置を受け、報道がなされる等、業績への影響だけでなく、「社会的な信頼」を大きく損ねてしまった苦い経験をしています。

「法律を知らなかった」は通用しないことは言うまでもありませんが、「事業の存続のため」「長年同じやり方が続いているから」といった理由で、法・契約・社会規範に反する活動・行為が許されることはありません。今後は、決して同じ過ちを繰り返さないよう、改めて肝に銘じてください。

〔1〕契約

契約は法的拘束力をもって当事者の権利や義務を定めた約束であり、その内容が違法でないか否かを確認するとともに、たとえ違法でないとしても契約違反のリスクがないかをしっかりと理解したうえで当社としての義務を確実に果たすことが必要です。

①契約とは

契約とは当事者を法的に拘束する力をもった約束のことをいいます。当社グループでは、原材料・部品の購買や外注、製品の販売、工事の請負等、企業活動の様々な局面で、それぞれの内容を定めた契約を結んでいますが、契約によって予め当事者の権利と義務を定めておくことにより、事業を円滑に進めるためだけでなく、トラブルを未然に防止することができます。

契約の内容・形式は原則として自由ですが、当然ながら法令に沿ったものでなくてはなりません。不正行為を助長する契約（例：密輸契約）や談合契約等の公序良俗に反する契約や、独占禁止法・下請法等の強行法規に反する契約は無効となるほか、倫理・遵法の観点からも問題となりますので、締結してはなりません。その他、過去取決めた内容が現在の法令に沿ったものかどうかなどの確認も必要ですので、疑問点がある場合や専門的知識

を要する場合には、関係部門へ相談してください。

【法律と契約の優劣】
公序良俗・強行法規　＞　当事者の合意（＝契約）　＞　任意法規
・ 公序良俗：社会の一般的倫理や秩序
・ 強行法規：当事者の意思にかかわりなく強制適用される法規
（刑法・独占禁止法など）
・ 任意法規：当事者の合意がない場合に適用される法規

②契約上の義務の遵守

契約により定められることとなる当事者間の権利と義務については、予めその内容をしっかりと理解したうえで、締結すべきか否かを判断しなければなりません。

合意の上、一旦契約を締結した以上、「自らが約束した義務」を確実に果たさなければならないので自らの義務がどのようなものかを予め正確に把握した上で契約を結ぶことが大切です。取引先との間でトラブルが生じた場合、たとえ長年の取引関係があったとしても、契約上の権利・義務に基づき厳格な対応を求められることは当然であると考えておくべきですし、自らの義務が果たせない場合には、経済的な損失だけではなく社会的な信頼をも損ねる事態にもなりかねないことをしっかりと認識してください。

③契約書について

契約は原則として当事者のお互いの意思表示の合致のみで成立します。したがって、例えば口頭での取決めであっても、その内容に当事者が合意した場合は有効な契約として成立します。しかし、言った言わないのトラブルを避けるためや当事者の権利・義務を明確にするために、契約書を作成・締結することが重要となります。約束を守ることができるのか否かを契約前に充分に検討することに加え、契約書には「守ることができる義務」の内容をはっきりと記載しておくことが重要です。

その他、契約書には、取引内容を適切に反映していること、問題が起こったら当事者がどのように対応すればよいか判別できること、等を具体的に定めておくことが大切です。また、紛争になった際には、解決に当たる

人（裁判所や仲裁人等）が契約書の記載内容に基づいて当事者の権利・義務を判断することになるため、それぞれの項目について明確に規定しておくことが重要となります。

また、契約書の締結に関しては、適切な権限者によって行われなければなりません。権限者とは、当社では規則によって「原則として部長以上の職位にある者」と定められており、それ以外の者に委譲する場合には厳格な手続きが定められていますので、必ず規則や内部牽制基準に従った対応を行ってください。

〈参照〉規則集：総括編「契約書押印権限規則」
三菱電機株式会社 法務・コンプライアンス部　発行「なるほど！！契約実務マニュアル」

〔2〕外注先・購入先等、生産に関わる取引先との関係

外注・購入先に対しては、相互対等の立場を踏まえた言動を心掛けなければなりません。また、今後ますます増大する海外市場での調達に関し、日本の取引慣行を相手側に無理強いすることなく、取引のパートナーとして位置付け、対等・公平な立場からの協力関係を作り上げることが必要です。

外注・購入先等と当社の関係は、売りと買いの相手として利害関係が相反する面が強いこと、買う立場の方が売る立場より強いこと、相対的に自社より相手が弱小であることが多いこと、特に外注先は地域社会との接点として当方の言動が話題になりやすいこと等の特徴を持っているため、諸々の批判や中傷の対象になりやすい側面を持っています。このことに十分に留意し、取引を行う必要があります。

①法の遵守

ア．下請法（下請代金支払遅延等防止法）

下請法は、親事業者が下請事業者に対する優越的な立場をむやみに利用することの制限を目的としており、資本金の小さい企業と取引を行うときは、その企業が下請法で定める下請事業者に当てはまるかを検討し、当てはまる場合は、注文書なしで下請先に作業指示を行うことや下請先に責任がないのにも関わらず、発注時に決定した下請代金を値引きするなど、下請法で定められた4つの義務に反する行為、11の禁止事項に該当する行為をしてはなりません。

違反した場合は、公正取引委員会から違反した行為を止めるよう勧告を受けます。この際、企業名や違反した行為の内容が公表され、それによって当社グループに対する社会的な信頼を失うことになりかねませんので、法律の内容を理解した上で遵守する必要があります。

【発注者（親事業者）、受注者（下請事業者）の定義】

a. 物品の製造委託、修理委託及び政令で定める情報成果物作成委託（プログラム）及び役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理）

発注者（親事業者）		受注者（下請事業者）
資本金3億円超	→	資本金3億円以下（個人含む）
資本金1千万円超3億円以下	→	資本金1千万円以下（個人含む）

b. 情報成果物作成委託（プログラム以外）及び役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理以外）

発注者（親事業者）		受注者（下請事業者）
資本金5千万円超	→	資本金5千万円以下（個人含む）
資本金1千万円超5千万円以下	→	資本金1千万円以下（個人含む）

〈参照〉規則集：資材編「下請代金支払遅延等防止法遵守に関する規則」
三菱電機株式会社 法務・コンプライアンス部　発行「下請法の基礎マニュアル」

イ．請負社員・派遣社員との関係

請負先の社員に対しては直接指揮命令することはできません。派遣社員に対しては指揮命令できます。

構内で働く者のうち、請負契約（業務委託、外注なども含む）により勤務している請負先会社の従業員に対しては、請負元の従業員は仕事の指示や勤怠管理などを行うことはできません（職業安定法違反となります）。仕事の手順等について依頼する必要がある場合は、請負元の責任者を通じて行う必要があります。

派遣会社から派遣されて勤務している派遣社員に対しては、派遣先の指揮命令者が仕事の指示や勤怠管理を行いますので、日常業務では直接雇用の従業員と同様となりますが、時間外や休日労働を命じる場合は派遣会社の取扱いが適用となりますので、自社ルールと異なる場合があります。

ウ．建設業法

- **建設業法は、建設工事の適正な施工の確保、施主の保護、及び建設業の健全な発達を促進することによる公共の福祉の増進を目的としており、建設業を営もうとする事業者は、「軽微な建設工事」のみを請け負う場合を除き、建設工事の種類ごとに「建設業の許可」を取得しなければなりません。**
- **建設工事の請負契約の当事者には、様々な義務・禁止行為が規定されているため、「建設業の許可」の有無にかかわらず、建設業法をよく理解して取引しなければなりません。**

違反した場合は、監督行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）から監督処分を受けるほか、会社に対してのみならず、個人も処罰の対象になります。情状が特に重い場合は、許可取消処分を受けることになります。その場合、許可取消から5年間は新たに建設業の許可を受けられないことになり、当社グループに大きな影響を及ぼす可能性もありますので、法律の内容を理解した上で遵守する必要があります。

〈参照〉三菱電機株式会社 法務・コンプライアンス部　発行「建設業法ガイドブック」

エ．税法関連

【早期計上】

発注した物品が未納入の状態にもかかわらず計上を行うことは、当社グループの社会的信頼を失墜させる脱税につながる行為であり、いかなる理由があっても行ってはなりません。

【無償支給等を伴う輸入品の加算申告】

海外メーカーに部材を無償支給し、加工した製品等を輸入する場合や、金型等を無償貸与し、製品等を輸入する場合は、その製品等の輸入時の通関において、無償支給材料等の価格を製品価格に加算し、輸入申告しなければなりません。加算しない場合は、関税の脱税行為となりますので十分注意が必要です。

②取引先への言動

取引先は対等なパートナーであるとの認識をもち、信頼関係を損ねるような言動は行ってはなりません。

外注・購入先等への言動においては、次の点に注意する必要があります。

【信義誠実の精神】

外注・購入先等に接するときは、自分が会社を代表しているという心構えで、当社グループの社会的信用を失わぬよう、良識と礼節を持って対応することが必要です。

特に、買う立場の強さ、また、企業規模の違いを背景に、強圧的な態度・言動をとることは行ってはなりません。

【公私のけじめ】

職務と私事とは明確に区別して行動しなければなりません。職務上の立場を利用して、外注・購入先等を私的な目的のために利用することは、行ってはなりません。

贈答・接待等については、これを強要することは言うに及ばず、相手の申出を受ける場合も、社会慣習上の付き合いとして許容し得る範囲内で最小限にとどめることが必要です。

受領には上長への報告・承認を得ることを原則とし、管理者は各部門の贈答・接待等の実態を完全に把握することが必要です。

【公平・公正な取引】

発注先の選定にあたっては、常に一般に門戸を解放し、国・規模・形態・経営者等、特別の先入観や縁故・経歴等での差別を行わず、公正な基準で行わなければなりません。

発注品の価格については、特定の個人の主観的判断によるのではなく、経済原則に則した公正な基準に基づき、明確で正式な手続きを経て決定しなければなりません。

取引関係の維持、外注・購入先等の育成指導にあたっては、特定メーカーに偏することなく、企業としての方針に則して公正に行わなければなりません。特に協力工場との取引関係の変更については、明確な説明を行い、故なき中傷を避ける努力が必要です。

【機密管理の徹底】

生産・開発等の当社グループの情報を外注・購入先等に開示する場合は、その機密度を十分認識し、必要かつ十分な範囲で行わなければなりません。外注・購入先等から得た情報は、自社のものと同様に慎重に扱う必要があります。特に機密情報は入手ルートの正当性を確認する必要があり、これを第三者に開示する場合には、相手の承諾を得なければなりません。

〔3〕顧客・消費者・同業者との関係

- 顧客・消費者・同業者との関係で適用される各種法令に抵触することのないよう十分留意する必要があります。
- 製品の安全性・品質に関する法令・基準及び社内規則を十分理解し、遵守することが重要です。

企業が社会の中で正当な評価を受けて事業活動を続けていくためには、法令の遵守は欠かせません。「法令を知らなかった」では済まされないことを肝に銘じ、事業活動を行うにあたっては、予め事業に関係する法令を調査し、理解しておくことが大切です。

特に、顧客・消費者・同業者との関係において遵守すべき法令は例えば次のとおりです。

・独占禁止法（後述「2.［4］独占禁止法・競争法の遵法」参照）
・建設業法（前述「2.［2］①ウ．建設業法」参照）・電気工事事業法・電気通信事業法・高圧ガス取締法・火薬類取締法等
・特許法・著作権法等（後述「3.［3］知的財産の取扱い」参照）
・消費者保護基本法・消費者契約法・家庭用品品質表示法・消費生活用品安全法・電気用品安全法等

①顧客との関係

営業活動は、顧客の権利を尊重し、公正かつ公平な扱いをしなければなりません。特定の顧客に対して特別な扱いをする場合には、事前に上長の承認を受ける必要があります。

また、顧客に対する贈答・接待について、官公庁等の公務員に対する贈答・接待は、贈収賄の問題となり罰せられます。一方、民間企業に対する贈答・接待は、良好な人間関係を築く上で潤滑油的な側面もありますが、節度ある程度で行われなければなりません。最近では社会の企業に対する見方が厳しくなっており、節度を超えた場合には社会的な批判のみならず、刑事罰が科されることもありえますので、注意が必要です。

〈参照〉刑法198条（贈賄罪）
会社法967条（取締役等の贈収賄罪）

②消費者との関係

消費者と企業とは対等な取引関係を維持することが困難との観点から、最近では消費者保護の社会的要請が強まってきています。消費者保護基本法、各都道府県の定める消費者保護条例等の消費者保護のための法令を遵守することはもちろん、法令がない場合でも、消費者保護を意識した活動をする必要があります。

③同業者との関係

同業者との間では、価格、原価、契約条件、生産能力、マーケットシェア、研究・開発、生産計画、顧客情報等の企業に関する機密情報を話してはなりません。これは単なる情報交換であっても許されず、業界等で情報を提供する必要がある場合は、予め社内関係部門の承認を得なければなりません。このような情報交換は単に機密保護というだけでなく、独占禁止法で禁止されているカルテルにつながる恐れが強く、行ってはなりません。

④製品の安全性・品質に関する規範

ア．品質基本理念

当社は、確かな品質を確保するために、当社グループの品質に関する基本理念である「四つの品質基本理念」のもと、品質保証・品質改善活動体制を整備し、また品質保証に関する規則を定め、品質に関する法令・規格を遵守し、品質保証及び品質改善活動を展開しています。

【四つの品質基本理念】

1．品質は第一であり、納期・価格などに優先する。
2．いかなる犠牲を払っても良い品質をつくるという目標は変えることはない。
3．安全にして使用に便なるもの、妥当な寿命をもち、性能が均一であること。
4．品質に対する責任は、個々の製品の品質に関してそれぞれの製造に関与する全ての経営者・社員が等しく負わなければならない。

イ．製品安全に対する責務

メーカーとして、製品の安全性に配慮することは当然の責務であり、メーカーは製品の欠陥に起因する製品事故に対して、製造物責任法（PL法）に基づき製造物責任（PL責任）を負います。具体的には、メーカーには故意・過失がなくても、事故原因と欠陥の因果関係が証明されれば、製品の安全性に関する欠陥により発生した損害について、メーカーは賠償責任を負うことになります。したがって、メーカーは電

気用品安全法等の技術法規を遵守するのはもちろんのこと、製品の安全に対する配慮が必要であり、それは、製品の設計・製造の過程のみならず、製品の取扱説明書、アフターサービス等に至るまで、安全性への万全な配慮が必要です。

ウ．透明な対応

上記製品に対する十分な安全配慮にもかかわらず不幸にも製品の不具合が発生したときには、顧客の視点に立った、迅速で誠実な対応が必須であり、場合によっては、製品回収（リコール）を履行する等、社内の規則・規程に従い、透明で的確な措置を講じなければなりません。

〈参照〉製造物責任法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法
規則集：製造編「品質に関する理念規則」、「製品重大不具合処置規程」

〔4〕独占禁止法・競争法の遵守

・国内外で事業活動を遂行するにあたって、独占禁止法及び各国の競争法に抵触する行為は、疑わしい行為も含め、いかなる場合においても決して行ってはなりません。これは、取引先相手が官公庁であるか、民間企業であるかを問わず同様です。

・独占禁止法・競争法に違反する行為があった場合、会社に対して巨額の制裁金が課されるだけでなく、個人に対する刑事罰（懲役等）が科されることや、社内処分を受けることもあります。また、不正な手段によって利益を得ていたとして社会から厳しい非難を受けるほか、官公庁からの指名停止処分・営業停止処分、顧客や消費者からの損害賠償請求等、会社経営の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な損失を被ることがあります。

・当社グループは、過去に独占禁止法・競争法違反に幾度も問われており、再度違反行為に問われることは絶対に許されないことを、今一度肝に銘じなければなりません。違法行為は「絶対悪」であるとの認識を強く持ち、適法な競争手段で競合他社との切磋琢磨を行うことが、会社の社会的使命・責任であり、自らの事業競争力を高めていくものと強く認識する必要があります。

①独占禁止法・競争法の目的

日本の独占禁止法及びこれに相当する各国の競争法（以下、関連する法令も含めて「独禁法」「競争法」という）は世界の多くの国や地域で制定されています。国によって規制の内容に多少の違いはありますが、いずれも事業者が市場において公正かつ自由に競争を行うことにより、製品の低価格化・サービスの充実・機能の改良等を促進し、消費者がそのメリットを享受できるようにすることを目的としている点は共通です。

よって、この目的を阻害する行為（競争制限行為、競争阻害行為）については、官公庁向けの事業に限らず、民間の顧客向けの事業においても、同様に違法となることに注意が必要です。

そして、具体的な競争制限行為、競争阻害行為として、主に以下の3つの類型について、規制を設けています。

ア．私的独占

他の事業者の事業活動を排除または支配することにより、競争を実質的に制限する行為

イ．不当な取引制限

カルテル・入札談合のように、競争事業者間における価格、生産・販売能力、販売条件、入札、利益、コスト、仕入れ先に関する合意・取決め、その他公正競争を阻害する合意・取決めに関する行為

ウ．不公正な取引方法

代理店・販売店、仕入先等、販売ルートの上流に位置づけられる当事者と下流に位置づけられる当事者との間における、再販売価格の維持、販売地域の制限、不当廉売等の取引制限行為

事業活動にあたっては、事業を行う国・地域において適用される独禁法・競争法を遵守するとともに、これらに抵触する行為は疑わしい行為も含めて、決して行ってはなりません。

②独禁法・競争法違反の世界的な摘発強化

近年、日本の公正取引委員会や米国司法省、欧州委員会、中国競争当局、韓国公正取引委員会等、世界中の独禁法・競争法当局が自国の国内市場に影響を与えるカルテルに対する法執行を強化しており、域外の企業・個人であっても、自国の独禁法・競争法に基づいて摘発（域外適用）を行っています。2011年には、民間企業間におけるカルテル事案に関し、米国司法省が日本企業に対して2億ドルの罰金を科し、複数の日本人従業員が罰金刑・禁錮刑に処せられた事例も発生しています。

なお、日本において、以前は公共工事における入札談合が摘発される事例が多かったのに対し、最近は世界的な価格カルテル摘発強化に伴い、発注者が民間企業である場合の価格カルテルに対しても、摘発が急増している点にも注意が必要です。

③課徴金等の減免制度（リニエンシー制度）の存在

各国独禁法・競争法当局は、カルテル・入札談合行為を自主的に申告した企業に対し、課徴金等を減免する制度（リニエンシー制度）を採用しています。例えば、ある製品について日本または各国・地域の独禁法・競争法当局の調査を受けた企業が、本制度に基づく課徴金等の減免を得るために、（当該調査とは無関係な他の製品も含めた）競合他社との情報交換等の実施に関する情報を提供することで、仮に、他社との間で違反行為を秘匿する約束を交わしていたとしても、違反行為が連鎖して発覚するケースが増えています。

また、国境を越えた取引が加速する中で、各国独禁法・競争法当局間での情報交換も活発に行われており、多国間に跨る違法行為を自社で隠していたとしても、競合他社が先んじていずれかの国で独禁法・競争法当局に駆け込み、情報提供を行う可能性がある以上、違反行為を隠し通すことは不可能であると認識すべきです。

④カルテル・入札談合防止のための行動原則

ア．上述のとおり、独禁法・競争法違反行為、特にカルテル・入札談合に関する摘発が強化されています。したがって、競合他社との間では、明示か黙示か、公式な場か非公式な場か、書面か口頭か

を問わず、独禁法・競争法違反行為を疑われる恐れのある以下のような情報交換行為についても、決して行ってはなりません。

- 製品・サービスの価格、具体的な取引条件、将来の販売価格についての情報交換
- 販売量、生産量、シェアについての情報交換
- 短期の需要見通し、顧客や地域・製品の種類等の市場の分割についての情報交換
- 入札価格、受注予定者についての情報交換

もし、競合他社も出席している会合等で上記の話題が出たときは、異議を述べた上で退席し、その内容を記録として残し、必ず最低でも5年間は保管してください。

なお、たとえ以下のような事情・状況があったとしても、違法行為が許されることはないので、決して行ってはなりません。

- ○顧客から、不当な値引き要請が行われたため、事業を守る意味合いで行った
- ○違反行為が顧客担当者の意向を踏まえた行為である
- ○競合する他社との間で「価格の合意」は行ったが、実行にまでは至っていない
- ○競合する他社との合意内容を実行したが、実質的なメリット（効果）はなかった
- ○「価格値上げ」の合意ではなく「価格値下げ」の合意を行ったに過ぎない

また、入札業務に関する取扱い、競合他社との接触時の取扱いについては、規則に従って手続きを行ってください。

イ．上記のとおり日・米・欧・中・韓等の独禁法・競争法当局は厳罰で臨んでいますが、一方で日本企業の独禁法・競争法遵守への認識の甘さが指摘されています。

例えば、日本の業界慣習において競合他社と懇親会やゴルフコンペ等をする機会はありますが、皆で不景気や業界共通リスクを乗り切ろうといったカルテルにつながる横並び意識が生じやすく、この

ようなやり方や考え方は、適法なものと理解されないものとの認識の下、当局から疑義をもたれないための注意が必要です。

ウ．独禁法・競争法違反行為に関与することは、たとえ会社のために行ったとの認識であっても、結局は会社に対して巨額の損失しか生み出さない背信行為となりますので、決して行ってはなりません。

〈参照〉規則集：営業編「入札管理規程」
三菱電機株式会社 法務・コンプライアンス部　発行「独占禁止法遵守マニュアル」、「米国独占禁止法遵守マニュアル」、「EU競争法遵守マニュアル」、「中国独占禁止法遵守マニュアル」

〔5〕反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応するとともに、関係を構築しないための取組みを着実に実行することが大切です。

①取引前の事前確認の徹底

企業市民として、反社会的勢力とは契約関係も含め一切関係を持ってはなりません。昨今、反社会的勢力は、通常の企業を装い、企業にアプローチするケースが多く見られますので、新規に取引を開始するときは、その会社が反社会的勢力との関係がないことを確認することが必要です。

②暴力団等反社会的勢力排除条項（暴排条項）の徹底

取引開始時には問題のない企業が、その後に反社会的勢力の支配下に入ることもあります。このため、契約を締結する際には契約相手が反社会的勢力の場合には、契約を解除することができる「暴力団等反社会的勢力排除条項（以下、暴排条項という）」を導入するようにしてください。

産業廃棄物処理や、警備、清掃などの業務委託、不動産売買・賃貸借、施設利用、工事請負の各種契約については暴排条項導入を必須としていますが、これに限らず、他の契約についても暴排条項を極力導入してください。

〈参照〉規則集：総括編「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」

〔6〕広告宣伝との関係

不当な表示や誤解を与える表現は、顧客に不利益になるだけでなく、当社グループの企業イメージを損なうことにもなります。社会常識と倫理観に則した公正な広告宣伝活動（顧客へのプレゼンテーション等、社外への情報発信を含む）を常に心がける必要があります。

①不当な表示の禁止（誤認を与える恐れのある表示の規制）

「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法」という）では、「不当な表示の禁止」として、消費者に対し誤認を与える恐れがある表示（表現）を規制しています。

更に、景品表示法を受け、業界自主規約である「公正競争規約」が、「消費者に誤認を与える恐れのある誇大広告、虚偽広告は止めよう」という趣旨から制定されています。

広告宣伝等において、製品の持っている機能以上のことを誇大に表現したり、限定された条件下での性能をあたかもどんな条件下でも実現するがごとき表現をすると、商品選択において消費者をミスリードすることになり、これを行ってはなりません。

本規約の中では、特定用語の使用基準として、「永久」・「完全」・「安全」・「最上級」・「優位性」・「エコ」等を意味する用語の使用について制限が設けられており、十分な注意が必要です。

また、「比較広告」についても基準を設けており、客観的事実に基づく具体的な根拠・数値を表示しなければなりません。著しく優良性を強調した性能・効果の表示は客観的に実証された内容のものであるかについて、十分留意する必要があります。

〈参照〉不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、
家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約

②権利侵害、表示上の欠陥、人体の疾病に関する表現での注意事項

著作権法、商標法に違反することは、他人（他社）の権利を侵害することであり、権利者から莫大な賠償を請求される可能性があります。特に「広告の著作権」については近年デジタルメディアの進展に伴い容易にコピーが可能となったため、その権利保護が強く叫ばれています。予め使用契約

や譲渡契約を締結するなど、事前の対策が必要となってきます。

製造物責任法（PL法）は、製造物の欠陥によるメーカー等の責任を規定したものですが、表示上の欠陥も問題となるため、危険な使い方を助長する広告写真や広告文は掲載してはなりません。

いずれも、これらに違反することで賠償費用、広告物の変更・修正費用等の実質的な費用損失と同時に、当社グループの企業イメージのダウンという形ではねかえってきます。正しい情報の提供を基本とした公正な広告宣伝を行うことが重要です。

また、近年健康を訴求する表現が多くなっていますが、特に人体の疾病の診断、治療または予防に関する表現は、合理的な根拠の有無にかかわらず、薬事法に抵触する恐れがありますので、十分留意しなければなりません。

③良識ある広告宣伝表現

広告宣伝等においては、いたずらにインパクトの強い広告表現を追求することは、社会の健全な発展を妨げる恐れもあります。

④三菱マークの使用基準

「 」や「MITSUBISHI」等、いわゆる「三菱マーク」は三菱グループ企業全体の財産であり、その一員である当社もその観点から「三菱マーク」の擁護・管理に努める必要があります。当社グループが、社標や製品のブランドとして「三菱マーク」を使用する場合及び「三菱電機～」、「三菱～」等の「三菱」を冠称する子会社を設立する場合等には、当社独自の判断のみでは足りず、三菱グループのルールに従い、三菱グループからの承認を取得する必要があります。

〈参照〉規則集：総括編「三菱マークの使用基準規則」
営業編「表示標準取扱規程」

⑤広告宣伝における反社会的勢力との関係遮断

他社が運営する媒体に出稿する場合、反社会的勢力との関係遮断のため、媒体及び紹介者の属性確認が必要です。たとえ名刺広告であっても勝手に出稿はできません。事前に当社グループで定めた広告出稿伺出手続きを行ってください。

〈参照〉規則集：営業編「広告出稿伺出規程」

〔7〕安全保障輸出管理

・当社グループが取扱う全ての貨物･技術が安全保障輸出管理の対象です。
・国内向け･海外向けを問わず全ての取引について、「誰が」、「どこで」、「何に使うのか」を確認し、取引を行うか否かを判断しなければなりません。
・外国為替及び外国貿易法（以下、外為法という）や米国輸出管理規則（以下、EARという）で規制された貨物・技術の輸出等にあたっては必ず適切な輸出許可等を取得しなければなりません。
・外為法違反（無許可輸出）があった場合、同法に基づく罰則に加え、経済産業省による輸出禁止処分等により当社グループの企業活動が深刻な影響を受けます。

経済がグローバル化するにつれ、テロリストや紛争当事国（懸念国）による関連物資の調達活動はより多様かつ巧妙になり、また近年は、国際的な人的交流の拡大と情報技術の高度化に伴い、機微な技術情報が海外に流出する懸念が増大しています。当社グループは先進的な製品・技術を取扱う企業集団として、国際的な平和及び安全の維持のため、安全保障輸出管理（以下、輸出管理という）を厳格に実践する社会的な責任があります。

日頃から海外向けの事業を行っている部門だけでなく、私たちの誰もが輸出管理の当事者となる可能性があります。以下に挙げるようなケースは、いずれも輸出管理の対象となります。

①貨物だけでなく、技術（ソフトウェアを含む）も輸出管理の対象

貨物はもちろん、技術（貨物の設計、製造、使用にかかる技術情報、ソフトウェアを含む）も輸出管理の対象です。技術の提供はさまざまな形で行われるため、漏れのない管理が大切です。工場見学・展示会・海外出張等での口頭説明や、電子メール・電話での情報開示はいずれも輸出管理の対象となります。また、資材調達時に購入仕様書や図面・購買規格等を取引先に提供することも技術提供にあたります。

②海外出張時も要注意

海外出張に貨物を携行することは全て輸出にあたります。顧客説明用の製品サンプルや加工サンプル、据付・調整用の測定機や治具・工具などを国外に持ち出す場合には、たとえすぐ持ち帰るものであっても、輸出管理上のチェックが必要です。また、外国で技術提供を行う場合は、相手が日本人や日本企業の社員等であっても輸出取引としてチェックを行う必要があります。

③国内取引も「輸出」管理の対象

ア．取引先が国内企業でも、当該取引先や国内顧客を経由して当社製品が海外へ持ち出される場合があり、結果的に当社が不正輸出に巻き込まれる恐れがあります。

イ．国内で行われる技術提供でも、外国企業・機関で働いている人への提供は輸出取引にあたります。国内企業で働いている人へ技術提供を行う場合でも、技術の海外流出が懸念されていることから、提供技術を不正に海外に持ち出される恐れがないことを慎重に確認する必要があります。

輸出管理の対象となる場合、確認すべき要素は次のとおりです。

該非：誰が何に使うかにかかわらず、輸出許可が必要な貨物・技術が法令で決められており、これに該当するかどうかを確認します。不明な場合は製作所または販売納入業者に問い合わせてください。

仕向地：輸出先や技術提供先が紛争懸念国やテロ支援国など安全保障上の懸念のある国や地域でないかを確認します。特に、特定地域6ヶ国（北朝鮮・イラン・イラク・キューバ・シリア・スーダン（2013年3月現在））向けの取引の場合は、予め輸出管理担当部門（当社であれば輸出管理事務局または本社輸出管理部）に相談してください。

顧客：貨物・技術を実際に使用する企業・機関等が、大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造・使用等に関与している恐れがないかを確認します。特に、「外国ユーザーリスト」（経済

産業省が大量破壊兵器の開発等に関与している企業名を公表しているリスト）に掲載された企業・機関との取引は原則禁止です。

用途：輸出される貨物や提供される技術が、大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造・使用等に使用される恐れがないことを確認します。もし、そのような用途に用いられる可能性がある場合は、取引してはなりません。

取引条件：取引条件が通常考えられる範囲を逸脱していないかを確認します。不審な点がある場合は取引してはなりません。

EAR該非：輸出しようとする貨物・技術が、米国で作られた製品または米国で作られた製品を組み込んだ製品である場合、外為法に加え、米国輸出管理規則（EAR）に基づく再輸出規制の対象となる場合があります。（当社及び当社グループ会社自身が輸出者である場合のみ）

④関連法令に基づく罰則

ア．外為法違反（無許可輸出）は、刑事罰（10年以下の懲役または1千万円（目的物の価格の5倍が1千万円を超える場合は、目的物の価格の5倍）以下の罰金もしくはこれらの併科）及び行政制裁（3年以内の輸出禁止）の対象となります。

イ．米国再輸出規制に違反した場合は、EARに基づく罰則（罰金、禁錮、輸出禁止）の適用を受けます。

輸出管理に関する法令違反の罰則や制裁は、違反行為を行った事業部門だけでなく会社全体が対象となります。特に、輸出禁止の制裁により会社の全ての輸出行為が禁止された場合、企業活動への深刻なダメージは必至であり、会社の存立そのものが脅かされます。こうしたリスクを避けるため、日々の業務の中で、輸出管理を確実に行うことが大切です。また、法令違反には至らなくても、輸出管理をおろそかにすることは、大量破壊兵器の拡散や地域紛争の拡大を招き、私たちの家族を含む全ての人々の生命・安全を脅かす結果となることを認識する必要があります。

〈参照〉外国為替及び外国貿易法（外為法）、米国輸出管理規則（EAR）
規則集：輸出管理編「安全保障輸出管理規則」

3.情報の取扱い

情報は、企業が事業活動を進める上で重要なものです。事業推進にあたって、社外からの有益な情報を収集し、取捨選択して事業に活かしていくことが重要であるのはもちろんのこと、情報を積極的に発信することがますます重要になっています。情報の発信は、言い換えれば、市場・消費者・投資家・地域社会等のステークホルダー（利害関係者）に対しての企業の自己表現であり、企業が社会の中で存在感を持ち、社会からの理解と信頼を得る上で欠かすことのできない重要な要素です。

「開かれた企業」たることの重要性を認識する一方で、企業はその情報の発信すべき内容や時期を誤ると、消費者や投資家を混乱させるなど、好ましくない結果を社会に及ぼすこともあることを常に意識し、一人よがりの情報でなく、常に受け手の立場を考えた発信を行うことが必要です。また情報の開示・発信は、法令・会社規則等様々な規則に則った対応が必要であり、これには、文書・電子メール・インターネット等による情報開示のみならず、口頭によるものも含まれます。また、飲食店やエレベーター内、交通機関内での会話からの漏洩等にも注意が必要です。

情報の収集、活用においても、不正な手段での情報入手を行わないなど、法令や規則に則った対応が必要であり、特に個人情報（特定個人を識別できる情報）の取扱いについてはその管理を徹底することが肝要です。

〈参照〉規則集：総括編「企業機密管理規則」

〔1〕インサイダー情報

当社、関係会社等に関するインサイダー情報を利用した株式等の売買は禁止されています。

①インサイダー情報とは

インサイダー情報とは、投資家の判断に著しい影響を及ぼす（株価に影響を及ぼす）可能性のある未公表の情報のことです。

インサイダー情報の具体的内容については、金融商品取引法に規定されていますが、例えば、増資、M&A取引、災害や訴訟の発生、業績の修正等が挙げられます。また、子会社に生じた重要な事項も、親会社のインサイダー情報とされますし、関係会社や取引先等、他社の情報もインサイダー取引規制の対象となります。

②インサイダー取引の禁止

ア．禁止事項と罰則

金融商品取引法では、会社関係者がその職務に関してインサイダー情報を知ったときには、そのインサイダー情報が公表されるまでは、当該会社の株式等の売買を行うことを禁止しており、違反者には刑事罰（5年以下の懲役または5百万円以下の罰金またはその両方）が科されます。なお、違反者は、刑事罰に科されなくても、金融庁から行政罰である課徴金が課される事例もあります。

イ．他人名義の取引等も禁止

インサイダー情報を利用した株式等の売買は、業務上・業務外（個人）、また、名義のいかんを問わず禁止されており、また、インサイダー情報を職務上知った他者から情報を得て当該会社の株式等の売買を行うことも禁止されています。例えば、営業活動や共同開発等により、取引先が画期的な新製品を開発したことを知った場合、その製品開発が正式に公表されるまでの間はその会社の株式等の売買をしてはなりません。

ウ．社会的な影響

インサイダー取引は、会社が社会的に厳しい非難を受けるだけでなく、個人に刑事罰を科される犯罪行為です。少しでも疑わしいと思われる株式等の売買をしてはなりません。最近では、証券会社の従業員が、職務上得たM&A情報を利用し不正に株式の売買を行ったとして、金融商品取引法違反の容疑で逮捕・起訴され、有罪判決を受けるとともに、その会社も業務改善命令を受けたという事例があります。

なお、「三菱電機グループ社員持株会」の買付けについては、定期的に定額の株式を購入する仕組みであることから、インサイダー取引規制の対象外とされています。

③インサイダー情報の管理及び公表

従業員は、当社グループの内部情報が当社株式等の不公正な取引に利用されることのないよう、的確な情報管理に努める必要があります。インサイダー情報は公表まで厳密に管理するとともに、会社としてはできるだけ

速やかに公表を行うことも重要です。インサイダー取引防止、情報管理・公表の詳細については「インサイダー情報管理規則」を参照してください。

〈参照〉金融商品取引法
規則集：総括編「インサイダー情報管理規則」

〔2〕財務情報

ステークホルダー（利害関係者）に適時・適切に財務情報を開示することは企業の社会的責任です。

①開示の重要性

企業を取りまくステークホルダー（利害関係者）に適時・適切に財務情報（当社グループの業績及び財産の状態）を開示することは、企業の社会的責任の一つであり、インサイダー取引の防止にもつながります。

②開示の方法

財務情報の開示にはいくつかの方法があります。

ア．法令に定められた財務情報の開示

財務情報の開示は二つの法令で義務づけられています。一つは会社法による株主・債権者保護のためのもので、これには「貸借対照表、損益計算書、事業報告等」があります。もう一つは金融商品取引法による投資家への情報提供としての「有価証券報告書」及び「四半期報告書」があります。

イ．その他の財務情報開示

法令に定められた上記の財務情報以外に、補完的な財務情報として次のような開示も実施しています。

（ア）業績をタイムリーに公表するための「決算発表及び業績予想」等の公表、取引所における開示
（イ）グローバル企業としての財務情報開示手段である「アニュアル・レポート」の公表
（ウ）企業PRのための基礎的ハンドブックである「会社経歴書」の公表
（エ）投資家や証券アナリストを対象にIR活動等として実施する「経営戦略説明会」とその資料の公表

③財務情報の開示で留意すべきこと

従業員は、当社グループの財務情報を含め、内部情報が当社株式等の不公正な取引に利用されることのないよう、的確な情報管理に努める必要があります。特に公表前の財務情報を取扱う部門においては、電子的な情報セキュリティはもちろんのこと、事務所内といえども紙媒体での出力資料類に対する物理セキュリティの管理も徹底しなくてはなりません。

当社グループの財務情報について社外から質問を受けた場合は、財務担当部門（当社においては本社財務部）に対応を依頼してください。

〈参照〉会社法、会社法施行令、金融商品取引法

〔3〕知的財産の取扱い

・当社グループの知的財産は貴重な財産であり、適切に権利を取得・管理し、当社グループの事業等に有効利用しなくてはなりません。

・他者の知的財産も尊重し、不当な権利侵害をしてはなりません。

知的財産とは、発明やアイデア、デザイン、ブランド、更に、小説・絵画・写真・音楽・コンピュータープログラム等の著作物やノウハウ等について、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法等の法令により保護されている財産であり、権利者に無断で利用等した場合は民事上の責任を追及されることに加え、刑事罰を科される可能性があります。したがって、当社グループの知的財産であれ、他者の知的財産であれ、お互いに認め、尊重しあう姿勢が必要です。

①当社グループの知的財産の取扱い

ア．知的財産は原則として社外秘

業務上、作成または入手した知的財産は、社外に出すことを目的に作成されるものを除いて原則として社外秘ですので、社内規則に基づき適正な管理を行うとともに、社外に開示・提供する場合は、社内規則で定められた手続きを踏む必要があります。

イ．知的財産の権利保護のための手続きを速やかに行う

発明やアイデア等の知的財産については法的保護のため特許出願などの手続きを行う必要があるため、社内規則を遵守し速やかに手続きを行うとともに、手続きに際しては会社に全面的に協力することが必要です。

②他者の知的財産への対応

ア．他者の所有する知的財産を侵害してはなりません

製品開発にあたっては、他者の所有する知的財産を侵害しないよう、社内規則を遵守し、特許等の調査を行うとともに、製造・販売前に十分な対策を講じておく必要があります。

イ．不正な手段で他者から知的財産の開示・提供を受けてはなりません

他者から知的財産（営業・人事情報等を含む）の開示・提供を受ける場合は、不正な手段を使ってはなりません。また、当該他者が開示・提供することについて正当な権限を有していること等を確認するとともに、社内においては、当該他者との契約に基づいて適正な管理・利用を行い、必ず社内の関係者に守秘義務等の契約内容の周知徹底を図ることも必要です。

ウ．他者の著作物を無断で複製してはなりません

他者の論文、取扱説明書、カタログ、コンピュータープログラム等は著作物であり、知的財産として保護されます。したがって、これらを無断で複製等した場合には、著作権法違反となりますので、充分に注意する必要があります。例えば、当社が購入したソフトウェアを勝手にコピーしたりしてはなりません。

〈参照〉特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法、
半導体回路配置利用権法
規則集：知的財産権編「知的財産権に関する規則」、
総括編　　「コンピューターソフトウェア管理規程」

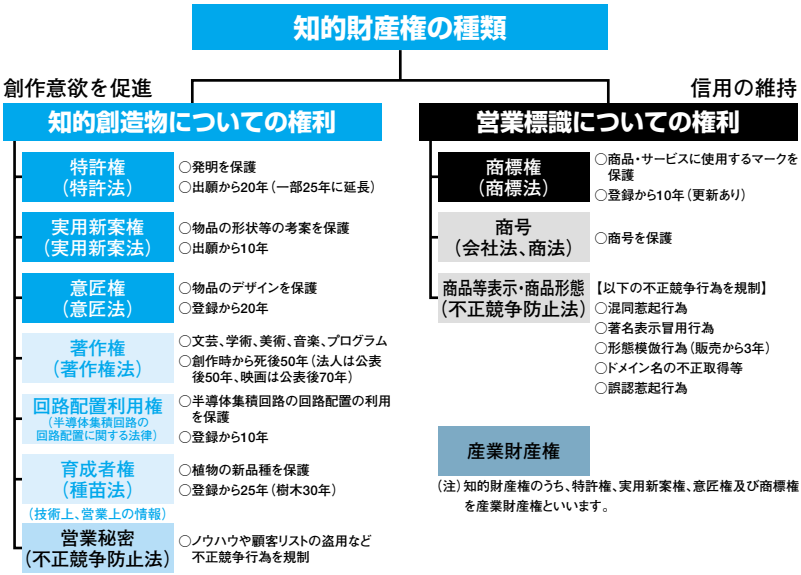

＜特許庁ホームページより：http://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai02.htm＞

〔4〕広報との関係

企業価値を向上させるための活動として広報活動は重要であり、基本原則に則った対応が求められます。

①広報とは

広報活動は、企業と社会との対話の機能を担っており、企業活動の透明度を高め、社会との間の信頼関係を築き、企業価値を向上させるための活動としてますます重要となっています。当社グループでは、社会から理解と信頼を獲得すべく、日常的に、幅広い活動内容を積極的に発信しています。広報活動を行う際は、広報担当部門（当社においては本社広報部）が窓口となり、役員や責任部門との連携のもとに内容・タイミング・方法等を決定します。

一方、企業（関係会社を含む）やその社員が法令等に違反したり、企業として守るべき倫理や社会通念に反した際には、厳しく社会で糾弾され、企業の責任が問われます。こうした事態が発生した場合には、広報担当部門（当社においては本社広報部）を含む関係部門への第一報を徹底し、迅速かつ誠実に広報発表を行い、説明責任を果たさねばなりません。

②広報対応の基本原則

ア．事実を発表

広報においては、事実を正確に伝えることが基本です。法令違反など当社グループが社会的に影響を及ぼす場合はなおのこと事実を包み隠さず、嘘をつかず発表する必要があります。事実と異なる発表をして、記者会見の現場や記者会見後の事実発覚により企業存立の危機に追い込まれた例もあります。

イ．公平な発表

社会に発表する情報については、同じ内容の情報を同時に開示し、情報を受け取る対象によって不公平になってはなりません。インターネットの普及により、情報の同時性が今まで以上に求められています。

ウ．発表の可否の峻別

発表することまたはしないことにより、顧客等に迷惑をかけたり、

当社グループ事業の円滑な遂行に支障をきたしたりしないよう、事前に内容を十分に吟味し、発表の可否を峻別する必要があります。

エ．時宜にかなった発表

執行役会議等で承認前の案件や相手先と交渉中の案件等は、発表できる適切な時期を予め定め、事前漏洩防止に努めます。決定前に報道されると、決算内容や業績修正内容は株式市場に影響を与え、協業案件が破談になることもあります。インサイダー情報に当たる場合は罪に問われます。

〈参照〉3．[1]インサイダー情報、3．[2]財務情報

オ．迅速な発表

会社規則等に基づき発表の必要があると判断した案件は、迅速に発表します。環境問題等、近隣住民の健康や安全が脅かされる可能性がある場合など、関係官庁等と調整の上、速やかな情報開示が不可欠です。

カ．責任者からの発表

記者会見等、発表にあたっては、担当部門の責任者が行うなど、マスコミを含めた社会からの質問に分かりやすく回答する必要があります。即答できない事項についても、速やかに追加調査を行い、責任ある回答を行います。

キ．窓口の一元化

積極的な情報発信においても、社会から求められる情報開示においても、広報担当部門（当社においては本社広報部）がマスコミとの窓口となり、一元的に情報発信を行います。

〈参照〉規則集：総括編「広報取扱規程」、「社会的リスク案件取扱規程」

〔5〕電子メール等の活用

電子メール等は、情報の同時性・広域性による社会的な影響力の大きさを認識した上で、節度ある利用が求められます。

①節度ある行動を

電子メール・イントラネット・インターネット等は、業務効率の向上に必要不可欠であり、大変便利な情報伝達ツールですが、情報の同時性・広

域性により、社会的な影響力は極めて大きなものとなっています。したがって、電子メール等の活用にあたってはその影響の大きさを認識した上で、各種法令や会社規則をはじめ、倫理や公序良俗に反しない、節度ある行動をとることが求められます。業務に従事している時間帯であるなしを問わず、市場・消費者・投資家・地域社会・諸外国や社内に対して、機密の漏洩を行ったり、風説を流布したり、あるいは組織や個人を誹謗中傷するような行為等は行ってはなりません。

②私的利用の禁止

また、これら情報伝達ツールや回線等の会社施設・財産等を利用して、業務と関係のないウェブサイトにアクセスすることや、私的な電子メールを送信することなどは、職務専念義務にも反するものであり、時間外・休日就業を含めて会社規則で厳しく禁じています。

〈参照〉三菱電機株式会社 総務部・人事部　発行「文書作成ハンドブック」
規則集：総括編「企業機密管理規則」、「情報システムセキュリティ管理規則」、
「関係会社とのイントラネット情報共有規程」
総務編「電子メール利用規程」
技術編「電子メール運用管理規程」、
「ネットワーク・セキュリティ対策規程」、「社外技術発表規程」
輸出管理編「安全保障輸出管理規則」

〔6〕個人情報の取扱い

個人情報保護法に基づき、適切に取扱う必要があります。

個人情報を正確かつ安全に取扱うことにより、個人の権利権益を守るとともに、顧客等からの信頼を獲得していかなければなりません。

①個人情報とは

個人に関する情報であって、特定個人を識別できるものを言います。例えば、個人の氏名、住所、生年月日等がそれにあたります。「○○市在住、会社員」という情報のみでは、個人が特定できないので個人情報にはあたりませんが、他の情報と照らし合わせることにより、容易に個人を特定できるものであれば、個人情報となります。

②個人情報保護法のポイント

ア．適法かつ公正な手段で取得する。
イ．取得する際は、本人に速やかに利用目的を通知または公表し、直接書面で取得する際は予め利用目的を明示する。
ウ．利用目的以外では利用しない。
エ．本人の同意なくしては、第三者に提供しない。
オ．不当なアクセス・紛失・改ざん・漏洩等に対する安全管理措置などを実施するほか、従業員や委託先への管理監督を行う。
カ．開示、訂正または利用停止等の申し出があった場合、本人であることを確認した上で、適切に対応する。
キ．個人情報は正確かつ最新の状態に保つ。
ク．苦情には適切かつ迅速な処理に努める。

〈参照〉個人情報保護法、JIS Q 15001：2006
規則集：総括編「個人情報の保護に関する規則」

〔7〕企業機密の取扱い

企業機密であることを明示し、機密等級や媒体に応じて適切に取り扱う必要があります。

企業機密に対して第三者の侵害があった場合に不正競争防止法で「営業秘密」として保護されるための要件の一つが「秘密」として管理されていること（秘密管理性）です。万一、侵害行為があった場合に法的な保護を受けるため、以下のとおり企業機密であることを明示するとともに、機密の等級や媒体に応じた安全管理措置を確実に実施してください。

①企業機密とは

ア．当社グループが保有する技術上または営業上の有用な情報
イ．第三者への漏洩及び不正使用により、当社グループまたはステークホルダーに不利益を及ぼす恐れのある情報

②企業機密の明示

企業機密文書等には、開示元部門が、企業機密である旨及びその秘密保持期間並びに具体的に開示しうる者の範囲を明示しなければなりません。

ア．文章は、「極秘」、「秘」、「社外秘」の朱印を押す等、企業機密である旨を明示する。

イ．電子データ及び企業機密が記録されている文書以外の物理的対象物は、その特性に応じた適切な方法により、企業機密である旨を明示する。

③企業機密のやりとりにおける注意点

取引や商談活動等において、企業機密をやりとりする場合は、次の点に注意してください。

ア．秘密保持契約の締結

開示する機密情報・個人情報の対象・範囲、義務（責任）等を考慮の上、必要な秘密保持契約を締結し、不正な流出や使用を防止してください。また、開示を受けた企業機密については契約に従って適正に取扱う他、漏洩のないよう十分な安全管理が必要です。

イ．企業機密の適正な取得

他社の機密資料は適正に取得する必要があり、不正な入手・使用・第三者開示を行ってはなりません。不正行為に対しては、民事上の責任を追及されることに加え、刑事罰を科されることがあります。

ウ．企業機密の漏洩

企業機密の漏洩は絶対にしてはなりません。従業員が企業機密を第三者に漏洩した場合はもちろん、退職後に漏洩した場合も刑事罰の対象になることがあります。

〈参照〉不正競争防止法
規則集：総括編「企業機密管理規則」

4.贈答・接待等の取扱い

〔1〕贈答・接待の取扱い

・贈答・接待については、受ける場合も提供する場合も、社内手続きが必要です。

・公務員やみなし公務員等と接するときには、贈賄行為や国家公務員倫理法･倫理規程に触れることのないよう十分な配慮が必要です。

・海外での外国公務員等への金品等供与でも日本法（不正競争防止法の外国公務員贈賄罪）や現地の法令に基づく処罰の対象になります。

・米国や英国等海外における贈収賄規制についても、当社グループが適用対象となることが考えられます。

①贈答・接待等への対応

取引先及び関係先等との間の贈答・接待等の授受に関しては、これが必要な場合でも、社会的常識の範囲内で節度を持って行うべきです。特に、公務員やみなし公務員等に対する贈答・接待等の行為は、刑事罰を受けることがあるので行ってはなりません。また、国家公務員倫理法・倫理規程は、贈賄側を規制するものではありませんが、利害関係者とのゴルフや旅行は割り勘でも禁止されているなど同法の規制を理解して、顧客に迷惑をかけないという観点からの対応が必要です。

贈答・接待等を受ける場合も提供する場合も社内手続きが必要であり、接待を受ける場合には上長に事前に相談し、また、贈答を受けた場合は速やかに上長に報告し、それぞれ上長の適切な指示に従わなければなりません。社会的常識を超えるものは、時機を失せず辞退、返却しなければなりません。

〈参照〉2.［2］②公私のけじめ、［3］②顧客との関係

②公務員及びみなし公務員とは

「みなし公務員」は法律上の明確な定義があるわけではありませんが、一般には、団体・法人設立の根拠となる法律（根拠法）により公務員に適用される罰則が全て適用される法人を指す場合（狭義）と、根拠法により贈収賄罪が適用される法人も含んで使用される場合（広義）があります。

〈公務員及びみなし公務員（狭義）〉

公務員：国、地方公共団体、特定独立行政法人など
機構：宇宙航空研究開発機構、地方公共団体金融機構、都市再生機構、日本貿易振興機構、日本原子力研究開発機構など
協会：高圧ガス保安協会、国際科学技術博覧会協会、旅行業協会など
銀行：日本銀行
その他：研究所、公庫、公社、振興会、センター、国立大学法人など

〈贈収賄罪が適用される法人等〉

株式会社等：空港各社（成田国際、関西国際、中部国際）、JR（北海道、四国、九州、貨物）、東京メトロ、NTT（持株会社、東日本、西日本）、高速道路各社（東日本、首都高速、中日本、西日本、阪神高速、本州四国連絡高速）など
協会：日本放送協会、商品先物取引協会、認可金融商品取引業協会
金融機関等：日本政策投資銀行、金融商品取引業者、保険会社など
その他：組合、日本中央競馬会、金融商品取引所、一般財団法人など

上記、公務員及びみなし公務員、法人等は2013年3月時点の代表的なものであり、変わることもあります。不明な場合は法務担当部門（当社であれば法務・コンプライアンス部）に相談してください。

外国公務員への対応については後述「7.［3］①国家間での利害関係や枠組み」を参照ください。

③海外の贈収賄規制

米国の海外腐敗行為防止法や英国の贈収賄法等、各国の贈収賄に関する規制についても当社グループが適用対象となる場合があります。

一般に、米国の海外腐敗行為防止法違反の罰金は非常に高額であり、同法違反で、数百億円規模の罰金を支払った日本企業もあります。また2010年に成立した英国贈収賄法は、英国で一部でも事業を行っていれば英国企業でなくとも適用されますが、この法律は、公務員に限らず民間人への贈賄・民間人の収賄も禁止していることに加え、企業のために活動している者（代理店等、従業員に限らない）による贈賄行為を防止できなかった企業

の刑事責任（贈賄防止懈怠罪）が発生するなど、日本法にはない特徴があります。取引における贈賄リスクを調査した上で、代理店やコンサルタントと契約を結ぶ前に相手の風評を探ったり、報酬の支払先や口座で怪しい点があれば、取引を断る必要があります。また、契約した後も、代理店やコンサルタントによる贈賄リスク等を定期的に調査し続けることも必要です。

〈参照〉三菱電機株式会社 法務・コンプライアンス部　発行 「公務員等への対応マニュアル」

④税法関連

交際費は税法上冗費・濫費とされ、資本金1億円超の法人ではその全額が損金不算入（課税対象）となっています。支出内容が交際費に該当するか否かが課される税額に影響するため、交際費の隣接費目については税務調査で詳細な内容確認が行われます。

飲食関連費用のうち一定の要件を満たすものは交際費から除外されますが、除外を行うためには、この要件に関する情報を記載した書類（会議費伺等）を保存することが必要です。この書類（会議費伺等）に事実と異なる情報を故意に記載した場合、脱税の意図がなかったとしても、仮装・隠ぺい行為に該当し重加算税を課されることになりますので、このような行為は決して行ってはなりません。

〔2〕政治献金の取扱い

政治資金については必ず事前に政治担当部門（当社においては本社総務部）に連絡し、審査等の手続きを踏まなければなりません。
選挙活動については公職選挙法を厳守しなければなりません。

政治活動への支援については、政治資金規正法や公職選挙法等の規制がありますので、これらを遵守するとともに、当社グループの企業理念に照らし、社会的立場を充分考慮して支援を行うこととします。

①政治資金規正法

政治資金の寄付については、政治資金規正法により寄付の量的制限（寄付金総額の制限など）や質的制限（国や地方公共団体から補助金や出資を受

けている会社からの寄付禁止など）が定められています。これらは会社単位で適用されますので、政治資金あるいは政治家・政党に関する寄付については必ず政治担当部門（当社においては本社総務部）に相談し審査を含む社内手続きを厳守することが必要です。

法令に違反した者が会社などの団体の場合、当該違反行為を行った役員または従業員を罰するほか、会社に対しても罰金刑が科されます。

参考：会社の政治資金寄付に関する制限

受領者	主な制限
政治家個人、 その他の政治団体 （資金管理団体、後援会等）	会社からの寄付は一切禁止
政党（本部・支部）、 政治資金団体	750万円～1億円 （会社の規模に応じて異なる）
政治資金パーティー	20万円／1パーティー以上購入した場合、 官報に支払者の名称等が記載される。

②公職選挙法

国や地方の公職選挙における選挙活動については、公職選挙法で詳細に規定されています。選挙活動期間中の陣中見舞い品の提供も違法とされているなど、日常生活における私人間の常識とは異なる規制がありますので、公職選挙法に違反しないように、専門家の判断を仰ぎつつ慎重に対応してください。

〔3〕寄付金の取扱い

社会からの要請や、良き企業市民として地域における役割と責任を果たすために、寄付を行いますが、寄付を行うか否かの判断や寄付金の決済にあたっては、所定の手続きを経る必要があります。

①寄付の判断基準

寄付を行うか否かについては、社会からの要請に対する対応の必要性、寄付先の属性（反社会的勢力ではないこと）に基づき判断します。

この判断基準に基づく積極的な寄付として、地域社会との調和維持を目的とした寄付、社会福祉的な寄付があります。これらの寄付については、社会貢献活動の一環として可能な範囲で応じることとします。

②寄付の認許

各社のルール等に決済の手続きと決裁者が定められており、これに則った承認を受ける必要があります。支出した寄付金の内容は全件、寄付担当部門（当社においては本社総務部）への報告が必要です。

〈参照〉規則集：総括編「寄付金管理規則」、「公課管理規則」

5.従業員及び地域社会との関係

〔1〕就業規則の遵守

就業規則は働く上での基本的なルールです。従業員は、就業規則を誠実に遵守しなければなりません。

従業員と会社の関係については、「労働基準法」をはじめとする労働関連法規があります。これらを踏まえて社内ルールとして明文化されたたものが就業規則です。従業員は、労働契約を結ぶ時点で必ずその内容を示され、就業規則を遵守することを前提に会社と労働契約を結んでいます。したがって、就業規則は働く上での基本的なルールと言えます。就業規則は誠実に遵守しなければなりません。

万一、就業規則に違反する行為があれば、懲戒解雇を含む懲戒処分を行うことがあります。当社グループにおいても、残念ながら、就業規則に違反する行為を行ったことで懲戒処分を行った事例があります。反則行為に対しては、会社は事実に基づいて厳正に処分を実施することになります。

〈参照〉規則集：勤労編「社員就業規則」

〔2〕セクシャルハラスメント

セクシャルハラスメントは法律によって禁止されています。
当社グループとしても、職場におけるセクシャルハラスメントはあってはならないものと考えています。

当社グループでは、セクシャルハラスメントの問題を広く人権の問題として捉え、その防止について、様々な対応を行っています。

セクシャルハラスメントには、昇進・処遇・業務等を条件にして性的関係を強要するような「対価型」と、上長・同僚が労働者の腰などに度々触ったため、労働者が苦痛に感じてその就業意欲が低下するような「環境型」があります。職場内だけでなく、宴席等でのちょっとした冗談でも、性的に不快と受け止められるものは「セクシャルハラスメント」です。

これまでは問題とされていなかったと思っていたことが、実はセクシャルハラスメントに該当することもあります。「相手が嫌がる素振りを見せなかった」「恋愛のつもりだった」は言い訳になりません。

また、実際にセクシャルハラスメントを受けたと感じた場合は、決して一人で悩まず、相談窓口や上長、総務担当部門等に相談してください。

〔3〕職場における障害者との共働

障害者の雇用は企業において人材活用、法令遵守などにかかる事項として取組みが必要です。障害のある人、障害のない人、その誰もが適性や能力に応じて働くことができる職場づくりが必要です。

「障害者雇用促進法」により、企業には一定の割合で障害者を雇用する義務があります。障害者雇用を進めていくためには、従業員一人ひとりが障害者に対する理解を深め、障害のある人も障害のない人たちと同じように適性や能力に応じて働くことができるよう、職場づくりに取組んでいく必要があります。

なお、企業においては上記の法律に基づき、障害者の雇用状況について国に対して定期的に報告する義務がありますので、障害者手帳をお持ちの方でその情報を報告に利用することに了承いただける場合は、総務担当部門に連絡してください。

〔4〕安全衛生関係

安全衛生の確保にあたっては、従業員一人ひとりが安全衛生活動に積極的に参加し、「自分の身は自分で守る」という意識を常に持つことが必要です。

従業員の安全と健康は経営活動の基盤であり、「従業員の安全と健康を守ることを全てにおいて優先する」ことは当社グループの基本的な考え方です。

安全衛生の確保に向けては、会社の努力や配慮とともに、従業員の安全衛生意識の堅持が推進の両輪であり、従業員一人ひとりが安全衛生活動に積極的に参加し、「自分の身は自分で守る」という意識を常に持つことが必要です。労働安全衛生法でも、会社が危険防止、健康障害防止、労働災害防止などのために講じる措置に応じて、労働者は必要な事項を守らなければなりません。

また健康は、家庭人、社会人としての個人の幸せづくりにとって大変重要です。定期的な健康状態の確認として、健康診断は必ず受診しましょう。会社が行う定期健康診断の受診は、労働安全衛生法に定められた労働者の義務でもあります。

〈参照〉規則集：勤労編「安全衛生規則」

〔5〕地域社会との調和

企業が存続するためには、地域社会から認められる存在であることが必要です。

地域に根ざした活動を行い、地域社会との調和を図ることも企業の重要な社会的責任の一つです。

直接的なものとしては、納税や雇用の確保等がありますが、地元各種団体が開催する祭り等のイベントへの参加や、町内会との付き合い、体育館・グラウンド等の開放、事業所夏祭りなどの地域への開放等、様々なものがあります。地域社会等からの声、ニーズに耳を傾け、交流の質を高めることが必要です。

一方で、企業活動が地域社会に迷惑を掛けるようなことは決してあってはなりません。通勤マナーや、宴席での振る舞いなど、従業員一人ひとりが地域社会からは企業を代表する存在と捉えられていることを常に意識することが必要です。

6.環境問題への取組み

法令は最低限の社会規範との認識の下、法令の遵守のみならず、社会の変化に対する鋭敏な感性を持って、常に環境への配慮を忘れず事業活動に取組みます。

①環境倫理の再確認と遵法の徹底

環境問題の深刻化に伴い環境規制は年々強化されています。例えば無許可業者に廃棄物処理を委託すると委託した人も会社も罰されます(5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこれの併科)。めっき液・油などを河川や土壌に流出させることや空調機の冷媒ガスをみだりに大気放出することも禁じられています。廃棄物の不法投棄や汚染物質の排出といった問題に限らず、地球温暖化や生物多様性への対応についても社会から厳しい目が向けられています。

環境問題の状況やそれに関する社会動向をしっかり認識し、全ての事業活動や製品に関する環境法規の遵守はもちろん、自主的にできる限りの環境配慮を行っていく必要があります。

また、事業活動や製品における環境への配慮は、日本国内に限らず、海外においても同様の姿勢で取組む必要があります。

②事業活動や製品の環境負荷の低減

製品開発、資材調達、生産、営業、販売、物流等々事業のあらゆる局面で、常に生物多様性を含む環境への影響に配慮し、省エネ、省資源、環境に有害な物質をできる限り使用しないクリーンなプロセスの実現など環境負荷の低減を目指すことが必要です。また、製品についても、使用時はもちろん、リサイクルや最終処分時の環境負荷を可能な限り低減する努力が必要です。

より少ないエネルギーや資源でより大きな能力を発揮する、高度なエコ・エフィシェンシー(環境効率性)の実現を目指すことが重要です。

③全員参加による継続的な改善

環境問題を継続的に改善する仕組みとして、当社グループはISO14001に適合する環境マネジメントシステムを構築し活用しています。

環境への取組みは環境スタッフだけの取組みではなく、全員が参加する

必要があります。全員が当社グループの環境ビジョンと環境計画についてよく理解し、それぞれの業務の中でISO14001が求める、Plan（計画を立てて）→Do（実行して）→Check（進捗を確認して）→Action（次の手を打つ）のサイクルを展開して、環境への負荷を継続的に改善して行くことが重要です。

④積極的なコミュニケーションによるパートナーシップの強化

当社グループが、消費者・地域住民・行政等様々な関係者と良きパートナーシップを築いていくためには、当社グループの環境への取組みや、環境に係わる技術・製品の情報、環境事故等について適切な情報公開を図る必要があります。当社グループは環境情報を含め企業の社会的責任（CSR）についての報告をインターネットによりグローバルに公開しています。環境に関する苦情、意見、要望等を受けたときは、環境担当部門（当社においては本社環境推進本部）に相談してください。

7.海外との関係

当社グループの成長戦略において今後はこれまで以上に海外との関係が深まることが必至であり、国内、海外を問わず、取引先、事業パートナー、あるいは同僚として、自らと異なる文化・習慣・国籍を有する相手と共同で業務を行う機会は、今や特別のものではなく、当社グループの全ての従業員が対応しなければならないものとなっているといっても過言ではありません。

特に、世界各地で当社グループの拠点が事業を展開していくためには、当社グループが「良き企業市民(Good Corporate Citizen)」として、地域社会からの信頼を得、地域への貢献や、環境、人権を重視した「企業の社会的責任(CSR：Corporate Social Responsibility)」を果たすことが重要です。投資家にとって、企業のCSR展開は、投資の判断基準の一つにもなってきています。

同時にグローバル化に伴い一国内での行為であっても、他の国の法令による処罰を受けることもあります。また、海外では会社の経営に多大な影響を与える罰則や高額な制裁金、個人に対する禁錮刑、罰金刑が科されることもあり、「知らないでは済まされない」事態が企業、個人の双方に及ぶことを常に認識して日々の業務を遂行する必要があります。

〔1〕多様な価値観、倫理観への順応

地域、民族、文化、宗教、歴史、政治体制、あるいは取引先の企業文化を正しく理解し、相互の違いを認め、現地との一層緊密な関係を築けるような前向きな取組みが不可欠です。

海外に滞在するとき、それが海外出向であると出張であるとを問わず、現地の法規制を遵守することは言うまでもありませんが、当社グループ従業員はどこにあっても、企業人としての自覚を踏まえ、その本分にもとる行為があってはなりません。

更に現地の国民感情・歴史認識を十分把握するよう心がけなければなりません。特に、自らの出身国と滞在先の認識に大きな隔たりがある場合は、誤解を生じることのないようあらゆる局面で、慎重に行動することが大切です。

一方で、先入観を排除し、事実をありのままに認識した上で、現地の関係者と良い協力関係を築くために意思疎通を図ることも重要です。

①宗教

宗教問題はどの国でも起こりうるので、注意が必要です。この宗教への心構えが欠けているために、海外でトラブルに巻き込まれたり、互いに不愉快な思いをしたりする場面に遭遇することがあります。自分の思わぬ行動が先方には宗教的に全く違った意味を帯びる場合があることも意識しておく必要があります。

政教一致を国是にし、宗教法を国法の第一淵源にあげている国（イランやサウジアラビア等）で、その国の宗教を公の場で批判することは避けなければなりません。法令上酒に対する宗教的禁忌が強制されない国（トルコやシリア等）でも、イスラム教徒が人口の大多数を占めている地域では、酒に酔って外を歩くことで強い嫌悪感を現地の方々に与えてしまうことがあります。

反対に、政教分離を掲げている国（主に欧米）でも、宗教は様々な軋轢を社会に引き起こしたり、個人対個人の関係にも影響を及ぼしたりすることがあります。

②国情

多くの国が多民族の融合あるいは各民族が独立したモザイク状で構成されています。各々の国の社会政策や、政情の安定度も、国によって異なります。また、日本企業に対して必ずしも好意的でない国や地域もありえます。こうした国・地域にあっては、内政・外交、軍事、行政等に関係したことはもちろん、現地の社会通念に反する言動が、現地からのあらぬ誤解や嫌疑を受けるのみならず、場合によっては会社や本人に不利益な結果を引き起こし、国家間の問題にすら発展しかねないので、十分な注意が必要です。近年、中国各地域で発生した反日デモは、当社グループを含む日系企業の現地での活動にも影響を与えました。

③人種・性・年齢等に関する言動

人種・性・年齢等に関する差別発言は、それが言葉の誤用であっても非常に大きな問題になります。特に米国では即訴訟問題になります。また、セクシャルハラスメントについては、近年、当社グループ内で意識が高まったとはいえ十分注意しなければなりません。

〔2〕共通言語及び現地主要言語の重要性

現地関係者との意思疎通の手段として、共通言語（例えば英語）及び現地主要言語を習得し、かつ適切に運用することが不可欠です。

海外で事業展開するためには、英語等の共通言語の習得が必須です。

ただし、英語が共通語でない地域や、母国語でない地域においては、その地域で使用される主要な言語を、業務を円滑に遂行でき、生活においても地域社会と十分な交流が図れる程度まで習得に努める必要があります。

理解不十分な言葉を中途半端に使用したために差別発言と捉えられたり、冗談のつもりが誤解を生じ、倫理面で指弾を受けてしまうことがあります。また身振り、手振り等の言語の延長上にある動作にも留意が必要です。

〔3〕国際的法制度等への注意

国家、地域の法制度だけではなく国家間協定や国際機関等による多様な枠組みの動向にも細心の注意を払う必要があります。

①国家間での利害関係や枠組み

国家間の政治外交等に関わる問題が直接・間接に事業へ影響を及ぼしてくる場合が多々ありますが、円滑な国際取引を可能にするために、様々な国家間協定や国際機関等による枠組みが存在しています。一般的に馴染みの深いものにはWTO（世界貿易機関）やOECD（経済協力開発機構）があります。

日本の法律から1つ例を挙げれば、外国公務員に対する贈賄を処罰の対象とする不正競争防止法は、OECD外国公務員贈賄防止条約に基づくものです。この法律においては、(a)営業上不正の利益を得るために、(b)外国

公務員等に対して、(c)その職務に関して便宜を図ってもらうことを目的として、(d)利益の供与や、その申込み・約束を、日本国内のみならず国外で行うことを禁止しています。

②地域の法制度とその動向

米国では、企業改革法(SOX法)や合衆国量刑ガイドラインで、企業による文書保存管理の重要性が強調されています。文書は紙文書に限らず、電子データ(電子メール、電子ファイル)も対象であり、企業はこれらの文書を法定期間中は必ず保存しなければなりません。

その他、従業員が匿名で不適切な行為を報告(内部告発)できる仕組みや従業員教育にも力点が置かれています。例えばカリフォルニア州法では管理職は最低2年に1回セクシャルハラスメントのトレーニングを受けることが法律上義務づけられ、実施されているかどうかが、判決の際、企業が民事訴追を受けるか否かの決め手となるということが起こっています。

欧州では、EU加盟国間の「人・商品・サービス・資本の自由移動」の保障を経済政策の至上命題としています。よって競争法に違反する市場分割・入札談合、並行輸入妨害等の行為には、厳重な処罰(制裁金高額化)が課されます。欧州に限ったことではありませんが、海外では日本以上に競合他社との接触、業界団体会合、日系商工会等への参加の際は、疑義をもたれないための注意が必要です。

中国では2001年にWTOに加盟した後、貿易自由化、規制緩和、市場開放などの方面で急速に法令が整備されています。ただし、法執行の面では当局の裁量が大きいという人治的側面もあることへの留意が必要です。

〔4〕親会社と海外拠点との関係

海外子会社と親会社との商取引は、独立した第三者に対するものと同様のものとして行わなければなりません。
また海外子会社との人的関係においても、まずは第三者取引をしている他社であったらどうあるべきかを念頭に行動することが重要です。

海外子会社と親会社との商取引が、資本関係がない独立した企業間の取引であっても適正と考えられる価格に基づいたものであることが重要であ

り、海外子会社に日本の親会社の「エゴ」を押し付けるような恣意的な価格操作、取引条件設定を行う等の行為は慎むことが必要です。各国とも自国の課税権の確保のため所得の海外流出に対する監視を強化しているため、海外事業の展開にあたっては取引当事国の移転価格税制を把握し、適切に対応する必要があります。

このように、日本の親会社が海外子会社に対して加害者的立場にもなり得ることを自覚するとともに、連結経営の時代にあっては、そのような行為が自己にもリスクとして跳ね返ってくることを十分認識しておくべきです。

当社グループ従業員の海外出張の際にも当社グループ海外拠点への意識を一度払拭する必要があります。例えば、出張者が、治安問題をはじめとする特段の理由がないにもかかわらず、出張のたびに空港等への送迎を現地出向者や従業員に要求することをはじめ、現地拠点の効率、生産性を阻害し、現地会社のモラル低下をひきおこすような指示・要求をしないことを肝に銘じるべきです。これも相手が独立した企業であればあり得ないことです。

〔5〕パートナー及び当社グループ以外の株主との関係の重要性

海外拠点のパートナーや当社グループ以外の株主との関係をこれまで以上に大切にしていくことが重要です。

当社グループ海外拠点は、現地資本のパートナーと組んで企業活動をしているケースが多々あり、当社グループが筆頭株主でない拠点も存在します。彼らの考え方を十分理解してはじめて円滑な経営活動が可能となります。

更に、現地資本主導の企業に対する当社グループの倫理・遵法に関する方針の適用に際しては各種の制約がある場合があります。具体的な対応については、各地域の代表機構に相談ください。

－Themis（テーミス）－

表紙の図柄は、ギリシャ神話に登場する正義と法の女神、Themis（テーミス）をデザインしたものです。Themis（テーミス）は、片方の手に剣（正義・破邪のシンボル）、もう片方の手に天秤（衡平のシンボル）を持ち、また、当事者の姿－つまり社会的な地位や身分－に関係なくその言い分に耳を傾けて正しい判断をするために、目隠しや目を閉じた姿で表現されることが多いです。当委員会は本Themis（テーミス）像を、倫理・遵法活動の象徴として採用しました。ちなみに日本の最高裁判所では、玄関にThemis像を置いています。

三菱電機グループ倫理・遵法行動規範
改訂版
―非売品―

2013年4月発行

発行者　三菱電機株式会社
編集者　企業行動規範委員会
印　刷　株式会社三菱電機ドキュメンテクス

禁無断転載

三菱電機グループ

倫理・遵法行動規範

三菱電機グループ倫理・遵法行動規範に関する問い合わせ先
三菱電機株式会社 企業行動規範委員会 事務局